

---

平成21年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成21年3月24日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

平成21年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第5号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第6号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第7号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第8号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第9号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第10号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第11号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第12号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第13号 平成20年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第14号 平成20年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第15号 南部町表彰条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 南部町立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 南部町営西伯墓苑条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 南部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 平成21年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 平成21年度南部町老人保健特別会計予算

- 日程第25 議案第27号 平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成21年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第32号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第31 議案第33号 平成21年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第32 議案第34号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 平成21年度南部町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第36号 平成21年度南部町病院事業会計予算
- 日程第35 議案第37号 平成21年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第36 陳情第17号 すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情書
- 日程第37 陳情第19号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情
- 日程第38 陳情第20号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情
- 日程第39 陳情第21号 障害児デイサービスの存続を求める陳情書
- 日程第40 陳情第22号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情
- 日程第41 陳情第23号 小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情
- 日程第42 陳情第24号 小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設と、国保国庫負担金減額調整を止めるよう求める意見書提出の陳情
- 日程第43 陳情第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての陳情書
- 日程第44 議案第38号 南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第39号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第46 発議案第1号 国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書
- 日程第47 発議案第2号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第48 議員派遣について
- 日程第49 議長発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第50 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第51 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第5号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第6号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第7号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第8号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第9号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第10号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第11号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第12号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第13号 平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第14号 平成20年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第15号 南部町表彰条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 南部町立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 南部町営西伯墓苑条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 南部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 平成21年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 平成21年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成21年度南部町建設残土処分事業特別会計予算

- 日程第28 議案第30号 平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第32号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第31 議案第33号 平成21年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第32 議案第34号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 平成21年度南部町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第36号 平成21年度南部町病院事業会計予算
- 日程第35 議案第37号 平成21年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第36 陳情第17号 すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情書
- 日程第37 陳情第19号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情
- 日程第38 陳情第20号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情
- 日程第39 陳情第21号 障害児デイサービスの存続を求める陳情書
- 日程第40 陳情第22号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本の見直しを求める陳情
- 日程第41 陳情第23号 小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情
- 日程第42 陳情第24号 小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設と、国保国庫負担金減額調整を止めるよう求める意見書提出の陳情
- 日程第43 陳情第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての陳情書
- 日程第44 議案第38号 南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第39号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第46 発議案第1号 国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書
- 日程第47 発議案第2号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第48 議員派遣について
- 日程第49 議長発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第50 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第51 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について

---

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	谷口 秀人君	書記 .....	本田 秀和君
		書記 .....	田村 志乃君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	坂本 昭文君	副町長 .....	藤友 裕美君
教育長 .....	永江 多輝夫君	病院事業管理者 .....	三鴨 英輔君
総務課長 .....	陶山 清孝君	財政室長 .....	伊藤 真君
企画政策課長 .....	三鴨 義文君	地域振興統括専門員 .....	仲田 憲史君
税務課長 .....	米澤 睦雄君	町民生活課長 .....	畠 稔明君
教育次長 .....	稲田 豊君	健康福祉課長 .....	森岡 重信君
保健対策専門員 .....	櫃田 明美君	建設課長 .....	滝山 克己君
上下水道課長 .....	松原 秀和君	産業課長 .....	分倉 善文君
農業委員会事務局長 .....	加藤 晃君	行政改革専門員 .....	長尾 健治君
監査委員 .....	須山 啓己君		

---

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、足立喜義君、12番、秦伊知郎君。

---

### 日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 議案第5号

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議案第5号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第5号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きしますので、よろしくお願いします。

補正予算書の31ページ、道路新設改良で負担金、補助及び交付金でジゲの道づくり補助金が300万円が減額になっておりますね。これは、説明では当初5件予定してたのが2件に減ったと、実施が3件取りやめというんですか、やめられたので、そのためだということなんですけども、そもそもこのジゲの道のことも聞くんですけども、ここに以前から報告というんですか、目的があったんです。その中で今回の減らされた金額なんですけども、当初は600万上程されて

いるのですかね、だから半額に減ったわけなんですね。そういうことになりますと、この後の300万まで2カ所があったんですが、その中でこれではジゲの道のこの方は材料費は出すと。それで機械とか、そういうことについてもそれもあるということだったんですね。地域振興区を通じてこれをジゲの方で出せると、それを地域振興区から町を出して認めるということだったんですよ。その中で新聞にもこの間、書いてあったということを住民の方から言われたんで、非常に大きな成果だったということだったんですか、安上がりで。

それで、この中で舗装があったがからんというようなことを聞いたんですけども、そういう手続とか、そういうものはこのジゲの道のジゲの方が契約されるのか、あるいは地域振興区が直接それを認められるのか、出されるのかどうなのかということをお聞きするんです。その中でなぜかといいますと、町の道路は公の道路ですが、それを町がやっぱり責任を持ってやるべきなんですけども、そういう任意団体の方を通じてやっていいものかどうかということがなんですよ。中身を聞きたいのはそのこと、責任問題と、もう一つは契約ですね、それが町がやらなくてそういうところがやっていいのかどうかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議長を介して経済常任委員長より説明、答弁を求めます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。ただいまの質問につきまして、当経済常任委員会の中でも聞き取り等の調査もしました。その中で南部町のジゲの道づくり交付金交付要綱等も取りつけまして話をいたしました。今、御質問のものにつきましては委員会の中ではそこまでは協議しておりませんので、議長を介して執行部の方から御答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、滝山克己君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。御質問の契約とその責任ということでございますが、契約につきましては振興協議会の方で契約をしていただきます。契約に基づきまして実績報告を提出していただきますので、これについては別段問題ないというふうに考えております。責任でございますが、これは地域住民の方と行政とが協働をしてつくるといふものでございまして、すべて地域振興協議会に責任を持たせるといふものではございません。行政の方の職員もたびたび出かかしまして、その完成については責任をお互いに持ちながら進めていくという事業でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど原課の課長からも答弁いただいたんですけども、つまり公の事業に対する手直しというんですか、建設工事ですね、それについてはやはりきちんとほかの、このジゲの道に限らずやられた分についてはちゃんと検査されて、これで合格だということを出されるんですよね。そうしますと、先ほどの答弁でありますと、契約については地域振興区がやるということ、ただ責任は町にあるということなんですけども、ということはジゲの道の工事をやられた後で検査とかそういう体制をやられて、検査とかそういうことの体制というのはやはり行政の方できちんとやられるのか、いわゆる専門の部署の方がやられるのかということを再度お聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 議長を介して経済常任委員長より説明、答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 済みません、そういうことも当委員会の方でそこまでは詰めておりませんので、大変恐縮でございますが、議長を介しまして執行部の方、御答弁をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、滝山克己君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。検査については補助金交付規則に基づいて検査を行う予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案書の26ページです。民生費の人権対策費の中の繰出金、住宅資金貸付事業特別会計繰出金、408万5,000円について質問いたしますが、この住宅資金貸付事業は特別会計ですけれども、これを一般会計から繰り出すということについての正当性について、どのように委員会では審査されたのでしょうかということが1点と、もう1点はこの特別会計にずっと一般会計から繰り出しが続いておりまして、その累計が委員会で聞き取っておられると思いますので、そのことについての結果を説明をいただきたいと、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議長を介して民生常任委員長より説

明、答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。ただいまの御質問に対しましては、本当に国の制度でございまして町の方も非常に苦慮しておるところでございます。支払いにつきましても年に2回というところを毎月分割とか、それから給料日の日に担当者が出かけてとか、それから今、それをどのような方が支払っておられるかということの、町内におられなくなった方についても大阪の方にまで出かけて行って請求するとか、それからまた支払えるのに、なおかつ支払いに応じていただけない方には裁判に訴えてでもというような、あらゆる手を尽くして担当課は苦慮しておるところでございます。そのようなときにそのような努力、これは国の制度で来ているものですので、着実にそれを実行しております。それで、そういうようなことですので、本来の目的は住宅の環境劣悪な方に対しての改善をしたというような制度でございますので、一般会計から今、繰り出しているということについても現状を認めているところで、そういうような状況でございますので、すべては住民のための繰り出しということで、理解しております。

この状況的なことについては、資料も全部個人名を伏せて出ております。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前9時12分休憩

.....

午前9時14分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 一般会計からの繰入金の累計は9,493万5,635円です。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） このように多額な一般会計からの繰り入れをしてきたわけですが、これは特別会計ですので、ここは最終的にはそこに不納金として滞納繰り越しで残っていると思うんですけども、これを最終的にどのように解決しようとしているのかということ聞き取っておられると思いますので、御報告をよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄 君） 総務常任委員長。議長を介して民生常任委員長より説明、答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。このことにつきましては、最終的には国が補てんするというので話を聞いております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 平成20年の一般会計補正予算に反対いたします。

先ほどの質疑でも明らかになりましたように、この住宅資金特別会計に対しまして一般会計から繰出金を出していると、このような状況は本当に特別会計の健全な運営から見ても正しくないやり方ですし、これがずっと解決されずに引きずっているということに対して、まだ抜本的な対策が打ててないということに対して、やっぱりきちんと解決の方向を町の責任として打ち出していく責任があると思います。部分的な努力はされているのはわかるんですけども、長年、この会計がずっと問題になってきました。そのことが国に対しての折衝の中でもまだまだ明確な形がありません。先ほど民生常任委員長が最終的には国の責任で補てんするというようなことをおっしゃいましたけれども、これは全額補てんされるという保証はないというふうに聞いております。

私はこのような状況の中でこのような繰出金は認められないので、反対をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。本予算は当初、私どもが認めてきた予算でございます。年度末に近づきまして、精算を各項目で行った結果、こういった補正が出ておることでございます。

それと一つ、先ほど植田議員から出ました住宅資金のことにつきましては、繰り返しになりますが委員長とのことも、国の制度ということで南部町だけがこの制度を行わないというわけにもいかないという制度でございますので、承認すべきというふうに考えます。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第6号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第6号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第6号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので討論を終結しまして、これより、議案第6号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第7号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第7号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第7号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第8号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第8号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第8号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと……（「討論はあります、採決によっちゃって」と呼ぶ者あり）まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案第8号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、私はこれに対して反対でございますので、反対の立場から討論申し上げます。

反対の理由としましては、委員会の中でもこれについて行政側からの説明を聞き、その中で説明の中であったんですけども、債権者本人が死亡、そして、その方の相続で死亡者についての続き柄で相続は放棄された。そして保証人がついておりますけども、保証人も死亡され、そうすれば保証人の方の相続ということはこれは考慮しないということなんです。だから、保証人の方が

亡くなられば、その保証者のサインも消えるということがありました。そして、そういうことになったら、国が最終的にはやっぱり保証していくということは法律あるんですか、あるということなんです。それでありますと、今、生存しておられる方の生活の実態、そのようなことを十分に調査されて償還は困難、このように判定されれば、もともと国の事業でありますから減免の措置などをして負担を軽くしてあげる。そのことを求めて私は反対するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 私は5 番、景山浩です。賛成の立場から発言をいたします。

担当課でもこの滞納の件につきましては非常に苦慮していらっしゃる、細かく個々の滞納者の方の事情とかそういったものを把握して回収に努めておられます。今、亀尾議員がおっしゃった最悪の場合は国からの補てんということもございます。もともと非常に劣悪であった住宅環境を何とかしようということでできた制度でございますので、今、多少事情は変わってるところもあるかもしれませんが、国の制度を南部町としても同じように実施をしていくことが必要であるという観点から賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号、平成 2 0 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 9 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 7、議案第 9 号、平成 2 0 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 9 号、平成 2 0 年度南部町農

業集落排水事業特別会計補正予算について、報告いたします。

経済常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので討論を終結いたしまして、これより、議案第9号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第10号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第10号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第10号は、経済常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

#### 日程第 9 議案第 11 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 9、議案第 11 号、平成 20 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 11 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号、平成 20 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 12 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 10、議案第 12 号、平成 20 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 12 号、平成 20 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案第12号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に反対するものであります。

理由は、私はもともと後期高齢者、この医療制度ですね、これに対しては反対しておりました。今回の補正予算なんですけども、反対の理由としては目減りしております年金所得、これが非常にやっぱり影響が大きい状況であります。困窮される75歳以上のお年寄りに医療費の負担増は認められません。そういうことから高齢者いじめの制度、このことそのものを廃止することを国に求めて反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。私は賛成の立場から発言をさせていただきます。

今回、減額の補正になっておりますが、低所得者に対する負担の軽減等々がございまして、今回の総額の減ということでございますので、反対する理由はないというふうに考えます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、この後期高齢者医療制度についてたびたび町長とも議論してまいりましたけれども、後期高齢者医療制度という制度そのものが高齢者の医療費を削減することを目的に厚生労働省が発明した世界にどこを探しても例のないような制度です。1925年、総額5兆円の医療費を削減することを目的につくられた制度です。日本医師会の方々たちが運動しておられまして、長生きすることが肩身が狭い、医療費がかかって申しわけない、そんなふうに見えるようなこの制度、廃止しかないわけであります。そして自民党、公明党以外すべての野党が反対をして国会では廃止の決議が上がっております。参議院で可決されています。そういう中でこの制度を続ける理由はないと、そのように主張いたしまして反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 賛成討論だよ。

○議長（石上 良夫君） 賛成討論。

○議員（9番 細田 元教君） この議案第12号、後期高齢者医療補正予算ですが、中身については景山議員が言われたとおりでございまして、今、共産党議員さんが反対討論なりされました

制度に反対と、こういう制度に反対したら、もとの老人医療制度に戻るわけですが、そうならば今まで払っておった保険料がすごく高あになると、それでもいいでしょうか。

この後期高齢者医療制度というのは、制度上はすごく私は充実したものだと思います。確かに被扶養者の方の今まで払ってない方が払わにゃいけんという事実はありますけども、これが本年度改正によって8割、7割が8.5割軽減まで持っていき、21年度はこれは9割軽減までなるような制度になっております。これによって医療費削減のための制度だつて言われますけども、医療費削減じゃなしに医療費がたくさんかかるので、これを県全体の老人で皆さんで保険者の基盤を拡充して医療費の増減を対応しようという制度でございます。これが我が単町でやったならば、国保会計は大変厳しい状態になります。これを広域でやるので、皆さんが安心して医療が受けられるようになる制度でございます。これを医療費削減とか医療にかかれなとか、そういうのはナンセンスではないかと思っております。

こういうことをもちまして、この議案第12号については、賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第13号

○議長（石上 良夫君） 日程第11、議案第13号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第13号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので討論を終結して、これより、議案第13号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第14号

○議長（石上 良夫君） 日程第12、議案第14号、平成20年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第14号、平成20年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）は、民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号、平成20年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第15号

○議長（石上 良夫君） 日程第13、議案第15号、南部町表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第15号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号、南部町表彰条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第16号

○議長（石上 良夫君） 日程第14、議案第16号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第16号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 5 議案第 1 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 5、議案第 1 7 号、南部町立学校施設使用条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第 1 7 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 議案第 1 7 号、南部町立学校施設使用条例の一部改正について、反対をいたします。

これは、南部町内にある学校施設の体育館ですね。小・中学校の体育館を有料化しようとする条例でございますが、私は町民がスポーツを通じて健康なスポーツを楽しんで健康を増進していくということは町の施策として重要な意義を持っていると思います。そして、今ある体育施設が有料になっておりますけれども、それとバランスをとるといようなことを理由にしてこの条例案が提案されておりますけれども、本来町が健康増進のためにつくる施設を町民が利用するのは、本来税を納めている町民が無料であるべきだというのが私は原則だと思います。それで、その中でまた町民の間で利用料金が有料であったり無料であったりするような状況も本来正しくないと思います。そういうところから今回の学校施設の有料化については正しい方向ではないと思いますし、現在スポーツを楽しんでおられる方々からの声を聞いてみましても、現在の利用料金高くて安くしてほしいという要求をたくさん聞いております。

そういうところから見て今回の提案は町民の利益に合っていないと、そのように主張いたしまして反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。賛成の立場から発言をさせていただきます。

この町立学校施設使用条例の改正について、これは町民体育館等の町有の屋内運動場の利用が多くなったためによる……。

○議長（石上 良夫君） 板井議員、マイクをちょっと、マイク。

○議員（1 番 板井 隆君） 失礼しました。これは町民体育館等町有屋内運動場の利用増による学校施設を使用させていただくという条例の改正であります。町民の健康増進、スポーツ振興にも寄与するものであります。施設の使用において条例を改正し、使用料を取るようになっておりますが、施設全体の公平性から考えると、また電気等も使っております。そして、施設の維持管理の認識を持っていただくことの必要性があるところから若干の負担をお願いすべきであると思い、この条例の改正について賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 17 号、南部町立学校施設使用条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 16 議案第 18 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 16、議案第 18 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 18 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正については、民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、終結いたします。

これより、議案第18号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第19号

○議長（石上 良夫君） 日程第17、議案第19号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第19号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第20号

○議長（石上 良夫君） 日程第18、議案第20号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第20号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正については、民生常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第21号

○議長（石上 良夫君） 日程第19、議案第21号、南部町営西伯墓苑条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第21号、南部町営西伯墓苑条例の一部改正については、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

13番、亀尾共三君。反対者の発言から許します。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案21号、西伯墓苑条例の一部改正について反対するものであります。

委員会は私が所属しております民生常任委員会の管轄でございます、区画ですね、8.4平米の区画がこれが8.4平米、それから5.76平米ですか、ある部分が現在の料金に対して約10%の引き上げということになるわけです。これは町民の皆さんがここを全員がこれに対しての影響するものではありません。この墓苑が利用されていることになるわけですが、私は今、諸物価の値上がりです、いろんな料金の引き上げとかそういうことはありますね。そういう中で今回のこの引き上げによってどれだけの財政的な影響があるのかということ、ことしの予算書で比較しますと、手数料で約7万7,000円ですか、ということなんです。

私は、こういうことで今まで利用されていた方に新たな負担をかけるということは、やはりやめるべきであるということから、財政的に見まして7万7,000円ですか、そういう中からいけば金額でありますから、これは引き上げをやらずに現状のままでやるべきであるということ、主張して反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩です。このたびの改正の中身は維持管理をしていく、例えば草刈りをしていくとか、そういう掃除をするとかという維持管理のための経費が若干不足をするということで、それを使用者の方に御負担をいただくという中身であるというふうになっております。一般の墓地は当然所有者とか使用者がそういった経費を出しておりますので、たとえ町営の墓地であろうとも、そういう一般的な維持管理費というものは使用者の方に御負担をいただくのは公平な改正ではないかなというふうに考えます。よって、賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、南部町営西伯墓苑条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 0、議案第 2 2 号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 2 2 号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正について、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、終結いたします。

これより、議案第 2 2 号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 2 1 議案第 2 3 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 1、議案第 2 3 号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 2 3 号、南部町営住宅条例の一部改正については、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結して、これより、議案第 2 3 号、南部町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は10時15分といたします。

午前 9時55分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

.....

#### 日程第22 議案第24号

○議長（石上 良夫君） 日程第22、議案第24号、平成21年度南部町一般会計予算を議題といたします。

本件については総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第24号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一般会計の質疑をさせていただきますが、議案書で50ページ、民生費の委託料のところ福祉センターいこい荘の指定管理料1,291万4,000円にかかわって質問いたしますけれども、このいこい荘を山陰管財・さんびる企業体でしたかね、こちらに指定管理をすることはさきの臨時議会で決定いたしましたけれども、こちらの企業が提出されております事業計画を見せていただきますと、現在、このいこい荘を管理しておられる職員の方を雇用するというふうに事業計画ではなっておりますが、現在の職員を引き続き雇用されることは間違いのないのかということの確認と、それから雇用の処遇について現状よりも待遇が悪くなるようなことはないのかということの確認をしておきたいことが1点です。

それから、事業計画の中でサービス向上ということで七夕の短冊飾りとか、クリスマスイルミ

ネーションとか、バレンタインデープレゼントとか、ホワイトデープレゼントとか、このようなサービスの向上を指定管理をすることのメリットとして事業計画の中に書いてあったわけですが、このようなことは今、指定管理にしない段階でやっておられたのではないかというふうに十分承知していないわけですが、これが実際にこの指定管理をするメリットとして確認できるのかということをお聞きいたします。

次に、同じページの委託料の一番下ですね、地域福祉活性化事業委託料790万1,000円ですけれども、これは新たにことしの主要事業の新規として地域活性化事業という中に書かれているコミュニティーソーシャルワーカーという専門職を置いて、地域における見守りや声かけを初めとする住民相互の支え合い運動や福祉活動を促進させますということで事業の概要に説明されておりますけれども、この地域福祉に関しましてはこれまで地域振興区に保健師を配置して地域密着の住民福祉、地域福祉ということをお兼ねて言ってこられたと思っておりますが、その保健師の配置はこれによってどうなるのか。それと、私はこの見守りだとか、声かけだとかというのは地域の方々が自主的にやられることではないかと思うわけですが、この新たに2人配置されるコミュニティーソーシャルワーカーという方々は全町を2人でくまなく、きのうの話ではマップづくりというようなことを言っておられたんですけれども、それがどういふかわり合いになるのかということがイメージできません。そういうことをする必要があるのであるのかどうかも含めて私には十分理解できないので、そのあたりは委員会としてどのように聞き取って認識されているのかということをお聞きいたします。

それから71ページ、緑水園管理費の中の一つは緑水園指定管理料790万2,000円についてお聞きいたしますけれども、緑水園の経営が状況が上向いてきているというような外観的な説明を聞いているわけですが、これに関しまして売り上げが伸びているのかという実態についてお聞きしたいことと、それから職員体制がどのようになっているのかという実態について委員会でどのように聞き取っておられるかということが1点と、それから緑水園がこのたび中浴場改築で設計委託と改築工事、合わせて1,114万4,000円が計上されておりますけれども、この中浴場を改築するという点に関して年間どの程度の利用者が見込まれて、採算的に見てこの1,114万という投資が適正かというあたりのことを委員会としてどのように聞き取っておられるのかということをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず50ページの委託料の件でございますが、これ2点上げておられました、これにつきましては議長を介して民生常任委員長よ

り説明、答弁を求めます。

もう1点であります、71ページの緑水園指定管理料についても質問がございました。これについては議長を介して経済常任委員長より説明、答弁を求めます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。いこい荘の新たに指定管理になったときの人の配置につきましてのどなたをどうっていうことのきちとしたことは確認しておりません。雇用の条件の内容につきましても、このところに上がっております各種の事業、行事をするというようなことなどの現状はどうかということのそういう中身は検討しておりません。

それとそうですね、それと地域福祉活性化事業につきましてのこれは新しい事業でということですが、今、地域福祉を語る上で地域福祉を語っていくのにどうしても避けては通れないような、もっときめ細かなことが要るというようなことから、これは地域福祉向上事業ということを発展させた新たな取り組みです。ここで保健師等の配置というのはどうなるかということでもありますけれども、保健師の役割とここで求めているものとは自然、違うことでありまして、これは地域の中で、昨日も丁寧に説明したと思うんですが、まだ理解をよくしていただけてないように思うんですが、住民流ということの今きめ細かい新たな動きというのがございまして、公のものを投入してっていうことはもう限りがありますので、昔からのお隣、御近所というようなそういう温かい支援をしてもっと中に入り込んだ、そういうようなことを学んでいる状況でございます。それを全町的に発展させていくというような事業だと私は理解しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。お答えいたします。

まず、緑水園の現在の運営状況等でございますが、聞き取りしましたところ、18年、19年の方を見ますと、18年には食事関係で利用される方が4万303人、19年は4万3,897人と、3,588人も増加してるようでございます。それから売り上げにつきましても、18年には1億293万5,000円、19年度は1億1,508万3,000円と、トータルで差し引きしますと1,200万強の増収になってるようでございます。それはなぜかといいますと、基本的にはリニューアルにかかわり、また常務理事さん等々が町内の皆さんを初め、町外にわたっていろいろ広報活動もやっていらっしゃるその結果等に基づくものだろうと。その中身的には法事等の利用にたくさん利用していただいております。それから売り上げの方でございますが、18年度はこれはもう済んだんですね、済みません、失礼しました。宿泊につきましても、18

年には709人あったものが19年には736人と、27人微増ではございますが若干増員がふえております。それから雇用状況についてでございますが、社員が19年は5人、それから20年は5人、嘱託社員さんというのが19年には2人、20年には1人になっております。臨時の社員さんにつきましては19年が14人、20年は16人という形でございます。19年は21になったものが20年には22人の今、雇用状況だということがございます。

今、以上、お聞き取りした報告でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前10時28分休憩

---

午前10時29分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 済みません、申しわけございません。おふろの関係でございますが、浴場については聞き取りしましたところと現場にも私ども出向いてまいりましたが、平成12年の西部地震の折に若干ひびがあったようでございまして、それ以降何らかの形で沸かしてる湯がどンドン漏れてしまって常時、補水といたしますか、補給をしてないと湯がもたない実態だという中で、ぜひともサービスの向上という意味で利用していただく方のためにも補修がぜひ必要だということでございます。それに基づいて設計委託料で1,114万4,000円というものが両方にわたっての委託料と工事費になっております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前10時31分休憩

---

午前10時32分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） いこい荘の指定管理にかかわりまして委員会で聞き取っておられないということですが、私も先ほども休憩中に言いましたけれども、指定管理をすることによってももちろんその施設の利用が向上するためにやるわけですね。そのことによってそこに働いておられる方の雇用が後退するようなことがあってはならないと思っているわけですが、そのところが聞いておられないということについてはぜひ再度委員長に求めたいと思うんですけど

も、執行部でそのことを確認していただきたいということをひとつ再度お願いいたします。

それから、地域福祉活性化事業委託料については保健師とのかかわり、従来の町の施策との関係で説明がなかったんですね。これについても委員会で聞き取っておられなかったら、再度執行部をお願いしたいということと、それから緑水園の中浴場の改築については私が聞いたかったのは投資に対する効果と、そのことについて委員会で検討がなされているのではないかということをお聞きしたんですけれども、傷んでいるから直すんだという話でしかない……（発言する者あり）いやいや、ですからそれでしかない……（「漏れちょうとこがある」と呼ぶ者あり）それでしかないわけですけれども、年間の利用者に対してこれのどの程度の、例えば……（発言する者あり）見込めるのかということを検討されたのかということをお聞きしたんで、そのこのところの検討がされてなければ執行部の方にその点についてもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、ちょっとこのあたりでページ数がきちんと指定できなくて申しわけございませんが、カントリーパークの指定管理にかかわりまして先ほどのいこい荘の指定管理とも同じようなことを聞きたいわけですけれども、こちらの山陰管財・さんびる企業体ですか、こちらに指定管理をすることが決まっておりますけれども、こちらでの先ほどの今まで働いてこられた方々、カントリーパークの方の事業計画においても、こちらでは職員が1名と受付と臨時という形で3名の体制で業務を回していくというようなことになっているように事業計画では書いてあります。それから、そのことについて現在の直営でやっているところから見て指定管理になったらどうなるのかということが一つと、それからこの現在のカントリーパークをより事業計画が21年から23年という形で計画書に書いてあったんですけれども、1日体験教室とかTKSS杯ゲートボール、年1回開催とかニュースポーツ教室とか1日サッカー教室とか、こういう指定管理にすることによって新たな展開がされるようなんですけれども、こういうことについては現在の運営上から見て指定管理にするメリットということで、十分活用が図られていくという、どの程度の保証があるんだろうかって思うわけです。この今の3人の職員の体制でこのようなことは実際にやられる状況を私はちょっと想定しにくいんですけれども、そのあたりのことについて事業計画で約束されてるんだからやられるんだろうと思うんですけれども、その中でまた……。

○議長（石上 良夫君） 簡明に質疑して。

○議員（4番 植田 均君） はい。有料な事業、料金を取る事業ということで収益を図るようなことも若干書いてあったんですけれども、指定管理と有料事業という形での条例上許されるのかというあたりの問題も若干あるような気がしてるんですけれども、そのあたりどのように委員

会では審議、審査されたのかよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。50ページと71ページの委託料の件でございますが、これは先ほど民生常任委員長並びに経済常任委員長が説明答弁されたとおりでございます。そのように理解いたしております。

それからページ数は言われなかったんですが、できれば議案に基づいて質疑をしていただきたいというふうに思います。今のカントリーパークの件でございますが、植田議員が事業所の閲覧を要求されまして事務局の方に閲覧書類を出しております。目を通していただいております。理解はされてるんじゃないかというふうに私は理解しております。それと今の状態、指定管理になった場合の職員の、現在の職員がどうなるのかという質問だったと思いますが、直営でやってる場合は専属を1名、あと時間給、時間パートいいますか、2名プラス1名という体制でやっておられたようであります。指定管理になりますと、1名が職員、常駐の職員と聞いております。あと2名プラス1名は同じく時給パートの体制でやっていくというふうに理解しております。まだ、ただ、これは当初予算が通らなければ最終的には契約と言える段階になりませんが、そういう方向で教育委員会としては努力したいということでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。質疑に入る前に1点だけ確認したいことがありますので、議長、よろしく願います。

実は一般質問の中で私、新インフルエンザのところで町長の答弁いただいたんですけども、その中に南部町では60人の感染というんですか、が予定されているということで受けてると。それはいいんですけども、合わせて新インフルエンザが世界で200、はっきりした数は知りませんが、270何人かが発生しているということだったんですよ。私もいろいろ調べてみますと、新インフルエンザというものは人から人へうつるのが新インフルエンザで、今二百何十人からの死亡者というのは、これは鳥インフルエンザから人にうつったということ、これで亡くなったと思うんですよ。今、想定しております新インフルエンザというのは鳥インフルエンザから人にうつって、私にうつったとしますか、私から次の方にうつった、これが新インフルエンザだというぐあいに思うんですけど、町長、それで現在は二百何十なら新インフルエンザで世界でそれだけ犠牲者というのが出たというぐあいに答弁でいいんでしょうかということの確認なんですよ。

議長、質疑でないんで着席していいでしょうか。どうでしょう。

○議長（石上 良夫君） 簡便にしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） それはどうなんです。いいですか、着席して。簡便って1回なるわけないですね、質疑は。

○議長（石上 良夫君） やっぱり一般会計に入っておりますけん、インフルの。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうですか。ほいじゃ、続いてやります、質疑。

あと質疑なんですけども、ページが41ページ、予算書の当初予算。合併事業で天萬庁舎の多目的利用施設化ということで2,100万円上がっています、設計施工料でね。私思うんですけども事業の経過の予算の説明書でありますと、説明書では仮称なんですけども、南部町生活学習センターということで3点上がっております。合併時の協定事項だからということでホールの機能ということ、それから天萬庁舎を本館とする町立図書館の機能を持たせるということ、それから南部町公民館の機能を持たせるということなんです。今あります行政課、行政の課がありますね、教育委員会、それから産業課、それからそれに付随します農業委員会、それから地籍調査室ございますね。これがこれだけの機能を持たせるということになると、新たに。それで、改修後の主な機能ということで何点か上がってますけども、行政の総合窓口ということで相談室ほかということが上がってるんですか、ここに今ありますここが集約されるのかということになりますと、現実からいうと天萬庁舎というものがなくなってしまいうんではないかというぐあいと思うんですよ。そこら辺のどういうぐあいに総務委員会の中で聞き取りされたのかということをお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それから42ページ、委託料で防災コーディネーターのことなんですけども、これはこの予算の説明書を見ますと、こういうぐあいになっておりますね。コーディネーターとしてのノウハウ、災害対応のノウハウを習得するということになってるんですけども、1番のことについて防災についてはやっぱり行政がきちんと責任を持つべきだということを課長の答弁にも以前あったんですけども、そういう絡みの中で一体どういう仕組みをされるかということ概要でいいんですけどね、もうちょっと詳しくお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それから71ページ、就農条件整備ということの事業補助で1,000万円上がっておりますね。それをお聞きしますと、ただ、どなたが該当でしょうかということをお聞きしますと、小原というんです、小西というんですか、恩田さんがやられるということなんです。私はこの新規就農ですね、これについては概念として私はですよ、農業に限らず家業として事業をやっておられるところがその次世代の方がやられる場合は、これは後継者であって新規就農ではないんじゃないかなと、そういうぐあいに思っているんですよ。もしそういうことになりましたと、ここで見ますと南部町の農業を担う、農業とは限らんですよ、ほかの分野にも該当するということがあった

んですけども、ここで上がっています就農の条件ということですから、書いてあるのは南部町の農業を担う青年等の就農を促進し、自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤の負担軽減を図るための補助だということなんです。そうしますと、全く別個なことでやられるということになるのかどうなのか。例えていうと、土地をその人が新たに第三者から求められて、それで設備をされるということに、これが新規就農だと思うんですけども、そのこの今の実態ということについて後継者ではないということの概念についてどうなのかということの説明を求めますので、以上の答弁をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず、鳥インフルエンザについての質問がございました。この件につきましては、議長を介して民生常任委員長より説明、答弁を求めます。

あと41ページの天萬庁舎多目的利用施設化事業の件でございますが、これは今回、今当初予算に上程されたのは設計委託料ということでございまして、これから町民の声を聞きながら、そして尊重して今後どういうふうにするかということだというふうに認識しております。

それから、42ページの防災コーディネーターの件でございますが、これはこの件につきましてはいろいろ質問があったり、執行部から提案理由とかいろいろ答弁がされました。これはやはり町長の答弁にもありましたように新型のインフルエンザが発生しますと、南部町として60人の死者が出るということになりますと、やはり首長である町長は町民の安心・安全、また生命、財産を守る義務がある、私はあるいうふうに思っております。そういう意味でやはり防災コーディネーターは、私が大変まとめたあだないかというふうに理解しております。備えあれば憂いなし、後悔先に立たずという言葉がございしますが、私は大事な町民の先ほどのくどいようですけど、安心・安全、生命、財産を守るという立場のことからいたしますと、大事な手法、施策ではないかというふうに理解しております。以上でございます。

あと71ページの就農条件整備事業補助金の件でございますが、これは議長を介して経済常任委員長より説明、答弁を求めます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 新型インフルエンザのことで先ほど総務常任委員長の方から民生常任の方ということでありましたけれども、このことにつきましては防災コーディネーターの件と絡みますので、そちらの方と一緒に執行部の方をお願いしたいと思います。私の方といたしましては、この新型インフルエンザのことにつきましては民生常任委員会では議論は

しておりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請ですので、執行部の方から答弁よろしくをお願いします。

総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。防災コーディネーターの具体的な姿ということをもう少し説明してほしいという御質問いただきました。議論の中でかなり皆さんから御質問いただきまして、現時点で考えられることをお話ししたつもりです。現時点でわかっていますのは、まず鳥取県が防災コーディネーターとは呼ばないと思いますが、そういう地域に防災の知識がわかる人を育てていくんだという体制を今年度から取り組んでまいります、の予算がついたということ。それがこれからその方たちに研修をしていくということがわかっております。それから日本の中を見ても、大都市を中心に防災士であるとか地域の中の特効薬、常備薬と言われてはいますが、そういう人たちに防災に対する知識をまず普及啓発することが一番欠けてたんじゃないかという反省に立って、今、そういう取り組みが各地で行われています。特にこれから関東の直下型地震であるとか、それから南海地震、東南海地震のおそれが非常に高い地域では特にそういう取り組みがあるというぐあいには思っております。

いずれにしても地域防災力というものをどう考えるかだと思います。これまでいろいろな防災といいますと、ハード面で力で抑えていくことをやっていたけれども、やはり天災の力というのは完璧に抑えることはできないということを文明社会の中で私たちが知ってきたんじゃないかと思います。そうなった場合にお年寄りの経験であるとか、これまで培われてきたノウハウというものをきちんと現代の人たちに伝えていくということが一番大事だろうと思います。まず知らなければ行動ができないということではないかなというふうに思います。ですから、まず知っていただく、できるだけ多くの人に知っていただきたいのですが、それを全員にとりわけにはなりませんので、南部町としてまず50人の、3年間で50人のそういう知識をしっかり持った人を育てていきたいという計画でございます。まだ明確な到達点だとか、どういうぐあいにするのかというのは今後協議してまいりますけれども、ぜひ地域防災をソフトで知恵で乗り越えたいというものでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

それから鳥インフルのことについてですが、町長は鳥インフルエンザというぐあいには申ししたと思っております。ことし3月2日のWHOの速報値356人だったと思っております。（「200」と呼ぶ者あり）失礼しました、256人でございます。それから、おっしゃられるとおり人から人への新型インフルエンザはまだ発生しておりません。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。まず、新規就農支援のことについてお答えいたします。

これは委員会の方でも資料を取り寄せまして、資料といいますのは鳥取県就農条件整備事業補助金交付要綱でございますが、それをいただきまして話しましたところ、この条件に該当しないではないかとおっしゃられた、要するに後継者は新規には該当しないというような今、御質問があったようでございますが、それについてはこの要綱等の内容によりますと、いろいろございませぬけど、私どもがお聞きしましたところによりますと、会計が親と別の会計になっているから、これはこの条項にひっかからないんだというようにお聞きしています。したがって、このたびの新規就農という形で1,000万も交付金が出るように聞き取りしております。

○議員（12番 秦 伊知郎君） それで会計検査もあるし、いいかげんなことはできないということです。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 今、秦同僚議員さんの方から言っていただきましたけど、会計検査等もございましていいかげんなことはできないからということでの町の方の取り扱いもしているから間違いないというぐあいに私も認識しております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きしますので、よろしく申し上げます。

順を追って聞くんですけども、合併時点の天萬庁舎のことなんですけども、先ほど委員長からの答弁ではこれから町民の声を反映していくと、これの2,100万円は確かに工事費は入っておりません、設計委託ですか。ですから、工事のお金は入っていないことは十分、私も知っております。ただ、私が言うのは21年、つまりことしと22年、来年度で完了だという計画なんですね。私は南部町というのはずっと合併してことしで5周年になるわけですが、10年で終わるものでもないし、未来続くと思います、将来も合併あって、50年も続いたんですから。そういう中でここを改修というんですか、多目的利用の施設化するということについてはやはり住民の中でどういう声が出るかわかりませんが、十分に1年か2年の会でやるべきことであるんだろうかと。それは住民の方が早期に求められて別なんですけども、非常に大きなこれは合併に匹敵するような大きなことだと思うんです、地域の人にとっては。事実、旧会見の地域の人には聞くと、いや、役場がどげになるだという、そういう声が聞くわけなんですよ。

ここで見ると、天萬庁舎を本館とする町立図書館ということになると、それと公民館ということになると、かなりのスペースが要りますね。そうすると、今でも原課の課があってそれなりのスペースを必要として事業やって対応されてるんですよ。そういう中で行政総合窓口ということ

になると、それはどういう形になるかということ住民の声を聞いてやるということは当然だと思うんですが、一応行政としてどのようなイメージをされているかということをごここでやはり…（「住民がね」と呼ぶ者あり）されるということを考えてることなど出すべきだというぐあいに私は思うんですが、どうなんでしょうか。

それから防災の……（発言する者あり）ちょっと黙っとれよ、あんた。発言中に発言したかったら、まとめて言いなさい。こんな、議長ね、中止してくださいよ。

○議長（石上 良夫君） 青砥議員、静粛にしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） 笑い事じゃないよ、ルールを守りなさい。

それから防災コーディネーターのことなんですけども、これね、先ほど私はどうなんでしょうかということをお答弁がどうなのかということをしたけども、新インフルエンザではなくて鳥インフルエンザから人にうつったんだということだったんで、それはよくわかりました。それでも一つなんですけども、課長の答弁では県がこのことを防災として知識を持つことは必要だということで当然それだと思うんですよ。あるならば、これが地域振興協議会の方へ委託出されるわけなんです。そういう中でいうと、一つは集落の中で入っておられん2集落があるわけなんです。そこについてはどういうぐあいにされるのかということをお聞きするわけなんです。防災ということはやはり全町民の課題ですから、そこら辺にどういう面に対してされるのかということをお聞きします。

それから就農への整備事業なんですけども、聞きますと委員長の答弁では会計が別になっておったら家業がどうであろうと次の世代の人が、会計だけを別個にすれば、これは新規の、ここでは農業ですから就農と上がっていますけども、ほかのことで何とか就農ですね、事業をやれるということはこういうことの認識を持っていいわけでしょうか。再度お聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長でございます。再度、天萬庁舎の質問が出ましたが、私が先ほど言いましたように今回の議案は設計委託の議案でございます、くどいようですがこれから町民の声を聞きながら、またそれを尊重しながらやっていくということでございます。ただ、皆さん御存じだと思いますけど、ここに私は合併協定書いうのを持っております。まず、この中に町長の執務場所は法勝寺庁舎とすると、なお天萬庁舎の議場を早期に改造して中央公民的な利用、ホール的な利用を行うものとするという協定書ができております。それで、町長の答弁でありましたが、10月に行われました町長選挙におきまして公約、マニフ

エストでこのことも訴えてはおられます。そういう意味からしまして、ビジョンというものはこの間も全協でも話をしましたようにいろいろ教育長、それから町長も述べられましたけども、ただ、こういう協定書も交わしているわけでございます。そういう意味で何回か言いますけども、今回の議案は設計委託ということで2,100万でしたか、計上しとられますけども、まあそういうことで、これからの問題であるということで私は認識しておりますし理解いたしております。ですから、やはり町民の声を十分に尊重していただいて前向きにやっていただきたいというふうに理解をいたすところでございます。

それから71ページの再質問でございますが、この件につきましては、議長を介して経済常任委員長より説明、答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。先ほどの新規就農の取り扱いの件でございますが、私ども委員会の中で話しました中身は先ほど報告のとおりでございます。私も詳細については、はっきり申し上げまして理解ができませんので、担当課長の方から御答弁いただければと思います。お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請でありますので、執行部の方から。

産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。

先ほどの就農条件整備事業につきましてでございますが、補助金の交付要綱がございまして、この要件に合えば補助金の対象になるということでございます。したがって、新規でございますので対象になるということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（13番 亀尾 共三君） あの、議長……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 経済常任委員長。先ほどちょっと失礼しました。1つ質問がありましたのを答弁を抜かしておりましたので説明させていただきます。

防災コーディネーター、振興協議会に2地区の下阿賀、そして伐株の2地区の方が、まだ振興協議会に加入されておりません。ぜひ加入していただきたいと思っております。

ただ、この防災問題につきましては、先ほども言いましたように、全町民の安心・安全、それから、生命、財産を守る上において重要な私は問題だというふうに理解しております。そういう意味でこれは無視できないというように認識しております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 平成21年度一般会計予算に反対いたします。

理由は、まず今回の当初予算の目的は、私も一般質問で言いましたけれども、現下の不況に対して町民の生活を守るための予算にしなければならないということが一番大きい問題だと思えます。そして、国はそのために1次補正、2次補正、15カ月予算という形で地方に対しても財政措置をしてきました。それで、今、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業とか緊急雇用経済対策だとか、地域活性化・生活対策臨時交付金事業などなど、定額給付金も含めて財政措置をしてきました。しかし、今、この21年度予算についてはこれらの多くを大型事業、西伯小学校の改修、会見小学校の体育館耐震改修、これが悪いとは言いません。当然やるべき仕事です。私が言いたいのは、それだけの国の交付金特別措置をやってきた事業が当然21年度計画で学校施設の改修が計画されていました。これは、その財源は合併特例債をもって充てるということをずっと聞いてまいりましたし、そのための基金造成もしたりしてきました。そういうところを活用して国から財政措置されたものは住民の皆さんのための生活防衛のために使われなければならないけれども、そのことが大変不十分だということを言いたいわけです。

そういうところから見まして、私が一般質問でも言いましたけれども、地元の中小零細業者だとか農業者、そういう方々を支援してこの地域が動いていく、経済が潤っていく、そのための施策が不十分だと思えます。中に、ことしの予算でプレミアム商品券というものがありますけれども、町が財政出動している部分が400万円です。その程度です。その他ほかにもありますけれども、国が出してきたお金から見ると大変不十分だということをまず言いたいと思えます。

それから、2番目の反対理由は、同和関係に多額な予算をつけているということでございます。

人権対策費に567万2,000円、隣保館費などなど合わせますと3,352万6,000円、これに加えまして固定資産税減免、20年度実績で232万、168件でしたか、それから、下水道分担金が16万、これらを合わせますと総額3,600万円程度の同和対策予算を組んでいるわけです。これは、私はこの問題を根本的に解決する方向として一般施策に移行するというをずっと主張してまいりましたけれども、これは全国的な経験から見て当然の方向であります。そして、ことしの鳥取市は一般行政に移行しました。鳥取市は同和教育予算を大幅削減というニュースが載っておりますけれども、こういう方向こそ南部町も目指さなければならない、このように主張したいと思います。

そして3つ目には、本来行政が責任を持つべき事業を住民に投げ出す事業をつくり出しているということです。

これは、先ほどの防災コーディネーターの問題が一番象徴的ではないかと思うわけですが、この新型インフルエンザ対策というのは行政が責任を負うべき仕事です。それを地域住民がいろんな知識を持つことは、当然、普及啓発をしていくべきだと思います。けれども、このような形で事業を住民の方に投げ出していくようなやり方というのは正しくないというのが私の考えです。

そして、もう一つは地域福祉活性化事業、これも地域ソーシャルワーカーという形で住民に見守りだとか、自主的にそういうことを住民の皆さんがやられることは大いに結構だと思うんですが、そういうことを行政が指導して、こういうことで住民がやりなさいというふうにならなから押しつけていくようなやり方というのは、私は正しくないと思います。私は、もうこのやり方というのは、総務省が……（「長い」と呼ぶ者あり）言っている、新地方行革指針、新しい公共空間の形成を目指してという方向づけがされているんですよ。それでもうかる公務や市場化テストなどにより民間営利業者へ、そして道路の清掃や高齢者への家事援助など、もうからない公務は地域自治会、NPOなどへ無償で担ってもらおうとする。これが総務省の言われている方向づけなんですね。これは厚生労働省も同じようなことを言っています。そういう形で私は今の自民党政治が財政の行き詰まりを理由にしながら地域ができることは地域へという、自立自助といえますか、そういう方向づけというのは本当に行政の住民への責任転嫁だとして言わなければならないと思います。

そして4番目に、今度の予算で合併5周年事業、これが私いろいろ問題があると思います。南部町の音頭とか、カレーのパッケージだとか、大阪での柿の種吹き飛ばし大会ですか、この現下の不況の中で本当に住民の生活をわかっておられるんだらうかというふうに変な悲しいような気

持ちにもなるんですよ。貴重な税金を使って本当に住民の生活を支えていこうという次につながるような事業ならいいですよ。何か思いつきにしか見えません。私はこれも大きな問題だと思います。

そして5つ目に、天萬庁舎の行政機能、これは合併時の約束だというふうにおっしゃいますけれども、私は合併協議をあの当時傍聴をたびたびさせていただきました。合併協議の最終段階で両町の合併事業のバランスが悪いというような話し合いの中から、急遽こういう事業が盛り込まれたというふうに私認識しております。こういう事業をしていくことが将来にわたっては必要になる時期が来るかもしれませんが、この予算の説明の中で、5月に住民の意見集約をして設計に委託出すんだというようなことも説明の中であつたんですよ。私は、本当に今、これを急いでやらなければならないようなことはないと思います。十分に練って、住民の皆さんの声を十分に聞いてやるべきことだと思います。

そして、もし急ぐことがあるとするならば、私は子供の通学路が側溝に溝ぶたがかかっていないような状況、それとか会見第二小学校の体育館の耐震補強工事、これらは緊急に急いでやるべき。こういうことをやるべきであって、これは小さい土木工事などは地域の経済を回していくのに有効です。第二小学校の体育館などは小さい業者が受けられるような小規模な工事です。これを町内の業者に請け負っていただいて地域の経済の活性化につなげていく、こういうことこそやるべきだというふうに考えております。

大型公共、大型事業で4億円、今回やるわけですがけれども、私は住民の皆さんの生活実態から考えたら本当に見直すべきだというふうに主張いたしまして、反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 反対の意見が長々と述べられましたので、その後を受け継ぎまして、賛成の意見を述べたいと思います。

21年度の当初予算は総額59億6,300万円が計上されております。この中の内容ですが、緊急雇用創出事業、ふるさと再生特別交付金で新規4事業5,602万円、また経済対策といたしまして商工会プレミアム商品券4,400万円の発行補助として426万、子育て支援として保育料の平均2割軽減での影響額2,200万円など、特に生活支援対策に力点を入れた予算が組まれております。

そして、今回の予算の特色といたしまして、昨年10月に行われました町長選挙、その中で町長はマニフェストを掲げて選挙戦を戦われました。そして、このマニフェストに沿った予算組

みがなされております。このマニフェストというのは5つの項目から成っておりまして、1番目として、人と環境にやさしいまちづくり、これは事業といたしまして新エネルギービジョンの策定事業、あるいは住宅用太陽光発電システムの事業、また懸案でありました戸構団地の水洗化の事業があります。2番目の安心・安全なまちづくり、これは保育料の軽減事業、そして問題になっております防災コーディネーターの育成事業、また教育文化のまちづくりにおきましては、植田議員が長々と言われました天萬庁舎の改築の設計であります。これは天萬庁舎をどのように住民、福祉のために活用していくか、つまり、まだ決まっていないわけでありまして、設計料しか計上されていませんが、地域の住民にとってよりよい施設になるような事業であります。そして、中学校の少人数学級授業があります。また、産業振興で活みなぎるまちづくり、これは南部町グリコカレーパッケージの開発、あるいは柿の種飛ばし大会、またプレミアム商品券等が含まれています。そして最後の住民参画で持続する町と地域のまちづくりであります。これは長い間懸案になっておりました両長田地区のコミュニティーバスの補助事業が含まれております。

このように限られた予算の中で非常にたくさんの方々の新規事業が計画され、この町の活力を生み出す予算だというふうに私は考えております。また、植田議員が言われました大型公共投資であります。西伯小学校と会見小学校の改築、これ4億余り計上されております。これを合併特例債でやれば、たしか一般財源から3割負担、1億2,000万の一般財源の持ち出しがあります。これを今、政府から来ました緊急雇用事業であれば約2億円、6,000万円の一般財源からの持ち出しでできるわけでありまして。そして残りの6,000万円を生活支援対策に回せば十分にいろいろなことができる。当然それが含まれた予算が組まれているわけでありまして。植田議員が大型投資事業は悪いと、しかし、その内容とあるいは財源措置を見れば、明らかに提案されました予算案の方が私はいいなというふうに考えております。

以上のことをもちまして、21年度の当初予算賛成するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第24号、平成21年度一般会計予算に反対するものであります。

総論では先ほど反対理由を植田議員が述べましたので、あえて私はそれを繰り返すものではありませんが、私は今、この不況下の中で住民の生活が大変な状況です。そういう中で生活支援をやっぱりやっていくということ、このことに主眼を置くべきだと思うんです。そういうことから言いますと、確かに合併して5年たちました。そういうイベントも必要かもしれませんが、私はこういうところをお金を使うのであれば、本当に暮らし優先のために、暮らし支援のために使

うべきであると思うんですよ。

そういう中から言えば、やはり利用料だとかそういうことの軽減に回すべきであり、そして、なおもこの中で植田議員が指摘の中でしておりませんことと言いますと、私は委員会の中でもありました、保育園費の中で人件費が非正規雇用が依然として多いということなんです。これは、子供については事故があってはならない必要なところですよ。お金で解決するものではありません、被害に対して。そういう中で、やはり正規の保育士の率をふやしていくという、そのようなことに取り組むべきことが優先ではないでしょうか。

さらに同和対策に関しては、これは時限立法でもう既に終わっております。進んだ中では全国の、全くこれについては別個扱いしない、一般施策でやってるわけなんです。総額が3,000万を上回っております。このようなことで一般施策に切りかえて、そうすればお金が全部浮くというわけではありません。該当する人もあると思いますけども、一般施策の方に回して、そのようなことをやらないと、いつまでたっても差別のそういう同和地区に対する差別というものがないと思わないと思うんですよ。継続するに拍車をかけてるんじゃないでしょうか。そういうことから言えば、やはりこの予算はこのことを十分考慮した予算を立てるべきであるということから反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この21年度当初予算、これについては賛成の立場から討論いたします。

総額については秦議員が言われたとおりでございます。植田議員が言われましたように、生活を守る予算でなければならない、言われてますそのとおりの予算になっております。我が国の財政措置が生かされていない、秦議員が言われたとおり、国の大型予算の75兆円もの予算の裏づけになっとるような予算が生かされております。

小学校改修についてもそうです。今、る言われましたように、この合併特例債を使ったら3割自己負担ですよ。それをこのような10分の10の全額国の予算でこれをやると、どこがいけないでしょうか。その余った予算でまた生活の方で使えるという秦議員が言われたとおりでございます。

同和対策についても一般施策にすればいい、確かに同対法は消滅しましたけれども、この差別問題、人権問題、歴史をひもといていけば徳川時代から300年から続いたそういう制度を今、急に10年、20年、何年か知らないけど100年もたってませんよ。それをまだ県も予算つけてるんですよ、これ。今、現実にも差別が起きてるんですよ。なかなか結婚できない。結婚して

赤ちゃんができてやっとなったら身元を調べられて帰らされた家庭中にもあるんですよ。まだ、同和に感じて人権施策というのは大事な面もあります。もっと予算もつけてもいいじゃないでしょうか。

防災コーディネーターについて住民に投げ出している。住民も福祉力を、防災力をつけるということはなぜいけないでしょうか。日本では、今、総務課長が説明しましたように、起こるであろう東海地震とかそういうところの住民は地域で防災組織をつくってますよ。平成12年には我が町も西部大地震で痛いのがあったでしょ。それを含めて、地域が防災意識を高めるそういう住民をつくる、どこが悪いでしょうか。そのような予算をつくって、それも一般財源に入れてませんよ。全部10分の10で国、県から来てますよ。

それに地域福祉のコミュニティーソーシャルワーカーがわからない。きのうの全協で説明しましたよ。住民には地域のコミュニティーが壊れかけています。このコミュニティーをコーディネーターする人をつくってどこが悪いでしょうか。地域福祉と地域防災が合体してこの私たち南部町をうまく回せば、本当にこの部落、過疎になっているそのような地域でもここで生活してよかったような施策が、仕掛けがこの地域福祉のコミュニティーソーシャルワーカー事業や防災コーディネーター事業なんですよ。

南部町を議員としてわかってると思いますよ。5周年事業でカレーパッケージとか、柿の種大会はだめだ、私はこれ植田議員が言われたのはショックでした。柿の種飛ばし大会、これを大阪でしたら、この間、関西支部の中学の同窓会があって参加しました。会見町の富有柿は飛ぶように売れてましたよ。何で今ごろこれがあるの、冷温保存してあった。そこで、大阪で会見町の富有柿を宣伝してみてくださいよ。どんだけ会見町の富有柿、ナシ等が……（「会見地区」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。旧会見地区のすごく活性化になるんじゃないですか。そのような投資じゃないですか。それを5周年にかこつけてやるんじゃないですか。私は植田議員がこれを反対されたのショックでした。

天萬庁舎の件もですよ。旧会見の人もこれを何とかしてほしいという気持ちはたくさん持ってますよ。それを今でなくてもせでもええ、いつでもええじゃないか。そんなことないじゃないですか。せっかくこういう予算がついたらみんなの意見も聞いて、立派なあそこを活用すればいいじゃないですか。

今、法勝寺にあります中央図書館、手狭になっております。ますます拡張されれば最高にいいところになると思いますよ。それよりも側溝のふた、つくってほしい、どんどん要望出せば幾らでもつくってもらえますよ。私もこういう要望したらつくっていただきました。もっと言えばい

いじゃないですか。会見小学校耐震しとくべきだ、ちゃんと予算の予定に入ってるじゃないですか。

そのようにこの予算は大枠で秦議員が言ったとおりです。裏づけのあるすごい10分の10の予算とかすべてをとって、この厳しい世の中のこの生活重視で厳しい、いい予算を立ててすばらしいことをしようじゃないかという予算なんです。私は反対する必要はないと思い、これについて賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成21年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 議案第25号

○議長（石上 良夫君） 日程第23、議案第25号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第25号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 国民健康保険特別会計予算ですけれども、今回の予算は、予算ていうか、賦課にかかわるような予算ではないので5月の……。 （サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。

はい。

○議員（4番 植田 均君） 私は、国保会計の20年の決算がまだ出てませんので19年しかまだ確認できてませんけれども、19年の決算書を見ますと、保険税の総額が4億1,000

万円に対しまして、収入未済額が5,800万余り、そして不納欠損額が1,000万強ですね。こういう19年の決算になっています。国保会計は本当に負担が大変だというのが多くの国保に加入しておられる方々の実感で、全国的にも全国市町村長会が国に対して支援を求めてたびたび決議をしている実態があるんですけども、南部町の国保会計において住民の収入未済だとか不納欠損だとかというような、このような実態を十分委員会では審議されたのではないかと考えていますけれども、南部町の国庫会計をより住民の皆さんの負担を減らしていくという立場からかなりの議論がされたのではないかとと思うんですけども、その点委員会で十分な御審査の結果について状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。内容について審議したかといいますと、細かい点についてはしておりません。先ほど国保会計の方の負担を、国保税をもっと負担を少なくというふうにおっしゃってありました。19年度におきましても基金取り崩してっていうことはありませんでしたし、結果というのは5月に出てまいりますので、その5月結果を見ないと何がどうかということのはっきりとしません。そこで、十分その辺は配慮して予算立てをしておりますので、具体的な数字をもっての検討ということはしておりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は民生常任委員会が、議員というのは住民の代表ですから、住民の自分の支持者だとか周りの住民の方々のいろんな状況を、まず、まないたの上ののせて、この状況をどうするのかということが議論の中心にならなければならないと思うのですが、そのようなお話し合いはなかったのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 具体的な数字ではございませんが、国保の仕組みというものの半分は国、県が持っていて、半分为町が持っている。町の中におきましても住民負担が幾らかというような、そのようなことをさまざまな表をいただいて、これをどこでどういうふうに圧縮して住民負担を軽くするか、そのような努力をどうしているかということの説明を受けました。

数字をもってではございませんが、そういうようなやり方、住民に対する姿勢というものを検討して委員会の中では説明を受け納得したような次第です。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第25号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に反対するものであります。

先ほども植田議員が質疑の中で申したんですけれども、今の生活実態から見ると住民生活は余裕がなくなっているというのが総じて言えることではないでしょうか。確定する21年度の税率、あるいはそういうことは5月の臨時議会で恐らく確定すると思うんですけれども、しかし、今の当初の予算を見ますと、やはり昨年と比べると、もちろん被保険者が減ったことがその背景にありますけれども、やはり比べて給付費も減額しております。これ確定した段階でないとはわかりませんが、そういう状況であり、また、住民のことを生活を支える点からいえば、基金は取り崩すのはもちろんですけれども、そうでなかったら一般財源でも補てんしてでもやらなければいけないような状況もあるかもしれないということを、町長の一般質問の中で答弁されましたし、そういう中で負担軽減を求めることを基本に反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。先ほど反対意見で保険の人数が減って給付費も減っているといたったようなお話もございましたが、1人当たりの単価というのは上がっているという報告も受けております。最終的にどういうふうになるかということも数字自体はこの場でなかなかどうだということも言えません。制度として健全に運営をしていただくということで、そのことをもちろん委員会としても求めておりますので賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 6 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 4、議案第 2 6 号、平成 2 1 年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 2 6 号、平成 2 1 年度南部町老人保健特別会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑はなしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結して、これより、議案第 2 6 号、平成 2 1 年度南部町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 2 5 議案第 2 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 5、議案第 2 7 号、平成 2 1 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 2 7 号、平成 2 1 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 議案書の 4 ページと 5 ページですけれども、住宅新築資金貸付金元利収入の中の滞納繰り越し分がそれぞれ計上されていますけれども、これは滞納額の累計から

見ると、この程度しか滞納繰り越しが見込めないという今までの実績から計上されている金額のように見るわけですが、こういう予算の立て方というのは本来正しいのかというふうに私は思うわけですが、滞納繰り越し分を計上すべきでないかということなんですけど、その点委員会ではどのように予算立てについて検討なされたんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。予算立ての分につきましては検討しておりませんが、ルールに従って上げてきてあるものと理解しております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ルールっていうことはちょっとおかしいのではありませんか。これはもし委員会でお聞き取りになってなかったら執行部の方に、この滞納繰り越しの計上の根拠について聞いていただけたらと思いますけども、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。私の理解ではその全体の中から年度年度によって償還していくというふうに、償還という言葉はどうかわかりませんが、返済していくというふうに理解しております。（「回収」と呼ぶ者あり）回収だそうですが、同僚議員からの御指摘でございました。

そういう部分が合ってるか違ってるかということのみ担当課の方から御返答お願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請でありますので、担当課にはここで話を。

町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。住宅新築資金の特別会計に限らず、実績に基づいて大体滞納繰り越し分というのは見込みを立てておくと。それから、そうしませんとまた歳入欠陥を起こすというようなこともございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案第27号、平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に反対するものであります。

補正予算の段階でも質疑がかけられて、一般会計からの繰入金の累計がいかほどかということ  
で9,493万、約9,500万になろうとしております。これは、先ほど私は議案第8号の中でも  
反対理由の中で申し上げたんですけども、それと同一のことになります。そういうことで、やは  
りこれはもと出しは国が施策でやって、本来なら国の直轄でやるべきことを、末端自治体の方へ  
窓口を事業を移してやったがために大変な思いをしてるわけなんです。そういうことからすれば、  
やはりこの滞納のことについては、そういう解決方法をやるべきだということを求めるべきだ  
ということを理由に反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。今反対者の方も国の制定した制度の被害をこう  
むっているといったようなニュアンスで御発言がありました。

制度を維持していくために当然町も頑張っていかなければいけませんし、この滞納繰り越し分  
の、または現年度分の回収には万全を期していただけるものと確信をして、賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたしま  
す。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 議案第28号

○議長（石上 良夫君） 日程第26、議案第28号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別  
会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第28号、平成21年度南部町  
農業集落排水事業特別会計予算は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきもの  
と決定しました。会議規則第77条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 農業集落排水事業特別会計ですけれども、3年間、19年、20年、21年とかけて平均25%の負担を増になったんですね。ことし21年が最終年ですけれども、そういう中で、先ほどの国保のところでも言いましたけれども、19年決算でしか確定した数字がわからないのでそれで見てみますと、使用料のところでの収入未済額が使用料全体予算総額が5,696万4,000円に対しまして、収入未済額が266万何がしとなっている状況でございますが、これは19年決算ですから直近ではありませんけれども、こういう状況です。私はこの25%の負担増は住民の皆さんの生活にどんな影響を及ぼしているのかということ、1つのところであらわしているんだらうなと思っていますけれども、このような会計の現状に対して委員会の中でどのように住民の負担感についていいですか、このことについて委員会でもどのように御審議されたのか御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。委員会の中で農業集落排水についてもいろいろ慎重に審議をいたしました。19年、20年、21年と3年間にわたっての利用料を緩和措置の中で上げていくという形で来てるもんでございますので、これもいろいろおっしゃったようにはございますが、委員会の方としては可決すべきという形になりましたので、報告いたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

反対者の発言から許します。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、議案第28号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に反対する立場から意見を述べさせていただきます。

理由は、条例で加入負担金が一括と分担の格差があるということです。

なぜ一括と分担を決めたかというときの状況はわかりませんが、やはり支払いが難しいというところで分割が認められているんじゃないかというふうに考えております。ということは考えますと、やはり先ほど来議論が出ておりますように、今非常に住民の生活は苦しい状況にあり

ます。それと、農業集落排水の継続率をアップするためにも、やはりここでは利用料を上げるのではなくして引き下げをやって接続率の増加をするのが当然であると思い、反対をするものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。今、雑賀議員は同じ委員会でありますけども、その中で議論した関係で使用料のことを言われました。当然、雑賀議員はまだおられないということでありました。

審議会の答申でありますので、審議会の答申では10年後の管理運営の負担割合を使用料で40%、町負担で60%を目指す、改定期間を2年とする方針でいただきましたが、町としては激変緩和の期間を3年間として、3年間に猶予したということでありました。そういった状況でなるべく負担を和らげてやってきたという経緯があります。こういったことは雑賀議員は直接お知りにならないわけでありまして。

それと、1万円の件は、随分条例改正の時点からもう既に何年たっておりますか、ちょっと記憶に乏しいところでありますが、そういったことで既に条例化され、当時いろいろもめてまいりましたが、今までにもう既にこういった施策が長い間続いておりますので、これを今改めてほんなら過去の問題はどうするかというようなことまではちょっとできませんので、ということで賛成の討論といたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この会計に対して反対をいたしますけれども、先ほどの加入金ですか、1万円の分割と一括の違いの条例上の問題ですけれども、本当に根拠のないような説明のつかないようなことを長年続けてきたんですよね。それで、間違いを改むるにはばかることなわけではないですけども、早期に是正しなければならなかったわけです。それを、だからずっと年が経過して本当に修正ができないようなことになってきた、これは行政の責任だと思います。そのことが1つ。

それと、激変緩和で3年間で負担をやわらかくやってきたということですけども、私は大変厳しいものだったということは、先ほども言いました、収入未済額の実態を見ても大変厳しいものだと思います。私は行政が住民の負担軽減のために限りなく行政改革というか、住民の負担を軽減することに一番努力することが行政が頑張るべきところだろうと、そのように考えております。そういうところから見て25%の、最終年ですけども、25%の負担は大変厳しいものだ

ということを主張いたしまして反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第28号であります。これに賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

基本的な考え方は先ほど足立議員の方が賛成で述べられました。この農業集落排水事業には一般会計から約1億2,000万の資金が導入されています。起債の残高も約19億3,800万あります。激変緩和で3年間の猶予を持って料金を改定していったということでもありますので、ぜひ賛成していただきたいというふうに思います。

それから、分担金の件であります。旧西伯町の場合、浄化槽の経過をたどってみますと、最初には東西町が公共下水道で浄化槽が引かれました。その後、福成地区が農業集落排水事業で実施されました。このときにはなかなか浄化槽に対する認識が希薄だったので分担金の奨励金を出して、たしか30万円のうちの一括奨励金を出して実施されたような記憶がしています。その後、法勝寺地区、大国地区、そして阿賀、清水川地区がなされるわけですが、30万円になったときに1万円を課すということに対して私は当時は反対いたしました。これは、天津地区の前納奨励金を頭に描いていたからであります。しかしながら、残念ながらその案は否決されました。30万円と分割したら1万円を課すということになりました。もちろん、はっきりはなかなか執行部の方も答えにくかったんでありますが、明らかにこれは3回でいただいたときの金利負担分というふうに理解をせざるを得ないというふうに思います。

この条例、あるいは規則が実施されてから住民の皆さん方に分割は1万円の負担金を課すということで納得していただいておりますので、今さらこれがだめだからこの事業はだめだというような反対理由に私はならないというふうに考えております。

これらのことからこの予算案に対しては賛成であります。以上です。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は午後1時とします。御参集ください。

午後0時00分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

---

日程第 2 7 議案第 2 9 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 7、議案第 2 9 号、平成 2 1 年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 2 9 号、平成 2 1 年度南部町建設残土処分事業特別会計予算について経済常任委員会をもって審査の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので討論を終結して、これより、議案第 2 9 号、平成 2 1 年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 2 8 議案第 3 0 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 8、議案第 3 0 号、平成 2 1 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 3 0 号、平成 2 1 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算は、経済常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確認なのですが、一応予算上程のときに上がったんですけども、21年度の浄化槽で一応これを区切りとしたいということだったんですけども、県の方も区切りなんだけれども、ここで完全に打ち切るということでは答弁はありませんでした。恐らく継続の可能性が強いと思うんですけども、もしそれをやるためには一定の住民の声があってやらなければいけないのか、あるいは一応区切りなんだけれども、また次の次年度もこれを継続するという考えなのかそのことについてどうなんでしょうか。行政側の考えをお聞きするんですがいかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。経済常任委員会の中で審議いたしまして聞き取りいたしました。その中で先ほどの御質問にありますように、事業としては平成21年度末でもって完了するわけですが、一応町内での設置希望者等は終了してるところでございますが、また、いろいろ諸般の情勢等を考慮しましてアンケート調査をしまして、それによっては継続した形で支援していきたいというようにお聞きしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 議案第30号、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に反対する立場から意見を述べます。

これは先ほど議案第28号でも述べましたが、同じく加入者負担金に一括と分割の格差があるということ。それから、最近の生活情勢を見ましても、やはり先ほど亀尾議員からありましたように、平成21年度で終わるということで、非常に経済情勢を考えてまだ浄化槽を接続していない家庭がありますので、それと同時に引き上げの予算でありますのでこれに反対するものでございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この議案につきまして賛成の立場で意見を述べたいと思います。

これらの一連の事業に対して必ず分担金の件で反対があるわけでありまして。先ほども述べましたように、分担金が既に条例化され、多くの方々がそれによって事業に賛成して浄化槽、あるいは公共下水の事業に対して設置がなされております。いつまでもこの分担金をもって反対されるのではなく、事業の内容についてぜひ論じていただきたいというように私は思います。

先ほど委員長の方から説明がございましたように、合併浄化槽はたしか予定の割合が50%切ってるというふうに思っております。どうしても奥部の方が合併浄化槽の対応がまだまだなんでしょうが、もし論ずるならば、それらの地域に対して政治的な配慮で何とかならないかというような意見をぜひ出していただきたいと思います。わき道で本事業を反対されることに対しては、本当にいつまでたっても進歩しないなというような意見を持っております。できましたらこの事業に対して私は賛成であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） わき道のことだとおっしゃいますけれども、私は条例がおかしければ反対しなければならない、そのように言わなければなりません。わき道の問題ではありません。以上をもって討論を終わります。

○議長（石上 良夫君） 11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。先ほど秦議員も申し上げましたが、何ていいますか、最初からしまいで毎年毎年、この1万円の議論をしておるわけですが、そのうちに事業がだんだん終わってくるというような現状がございます。

浄化槽もしかりであります。本当になかなかつけられる方がもう少なくなったといいますが、そういったことで一応21年度で閉め切って、あと意向調査ですね、アンケートという形ではないと思いますが、それぞれの集落に意向調査というような形でやって、実際につけられる方にはまだまだ支援をしていくわけでありまして、何ら時代おくれのものではないということで、私は大変結構なことだと思っておりますので、以上をもって賛成討論といたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 9 議案第 3 1 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 9、議案第 3 1 号、平成 2 1 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 3 1 号、平成 2 1 年度南部町公共下水道事業特別会計予算は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 先ほどから 1 9 年度決算を見ていますけれども、農業集落排水事業と公共下水道事業は似たような事業ですけれども、この使用料と使用料の当初予算額、1 9 年決算ですけれども、使用料の農業集落排水事業が 5, 6 9 0 ……。約 6, 0 0 0 万の使用料の当初予算額に対しまして収入未済額が 2 6 6 万余りです。それに比べまして、公共下水道会計の使用料を見ますと 4, 0 0 0 万、当初予算額が 4, 0 0 0 万に対しまして 1 9 3 万余りの収入未済を出しています。

これを比べてみますと、公共下水の方が若干収入未済が多いのではないかというような状況ではないかと思っておりますけれども、この公共下水と農業集落排水のこの差について、大変な収入未済を発生させているわけですけれども、私が気になりますのは、同じような事業で差があるという状況について委員会では、この収入未済額の現状と同じような事業での差について委員会で検討をされたようなことがありましたら、結果をお知らせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。今の差については実際、直接の審議をしておりませんので、恐縮でございますが、議長を介して担当課長の方から御答弁をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請でありますので、担当課の方から答弁をお願いします。

上下水道課長、松原秀和君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。それにつきましては、使用料でございます

けども、これは利用者世帯数等々の数が違っております。そういうことによって使用料に差があるということで御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 加入戸数によって当初予算額の違い、料金体系は一緒でしたよね。ですから、加入戸数によって当初予算額は差があるのは当然だと思います。

私が問題にしていますのは比率、当初予算額に対して収入未済の比率に差があるということについて、何か問題があるのではないかと聞いておりまして、そのことについてわかりましたらよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。大変恐縮でございますが、議長を介しまして担当課長の方から御答弁お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 再度、お願いいたします。

上下水道課長、松原秀和君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。詳細にはこの未収額の差があるというところまで深く追求をしておりませんので御容赦をお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 議案第31号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算案に反対するものでございます。

これは、先ほども申し上げましたように議案28号、議案30号と理由は同じでございます。

いかなるあれでございまして、今こういう経済情勢でございます。こういう経済情勢の中で値上げが検討されていることは反対でございますので、そういうことから反対です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第31号ですが、先ほど30号でわき道と言ったのは確かに失礼になりました、訂正させていただきますが、30号と同じような理由で分担金の件、あるいは

は使用料の激変緩和の値上げ等で反対されるのは、やっぱり私は間違ってるというふうに考えます。議案第31号を私は委員長の報告どおり賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この公共下水道事業で本年度の予算を見ますと280万1,000円の増額、これは3年間をかけて料金改定した結果、その加入戸数に値上げ分を今年度上乘せた金額がこのようになっているというような説明だったと思います。やはり、私たちは住民の皆さんの暮らしをできるだけ住みやすい暮らしを守る、そういう立場からこのような増額には値上げの時点から反対をしまりました。そういう立場で改めてこの議案に対して反対をするものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。随分前の補正の討論の中で、植田議員は特別会計に対しては一般会計からの繰り入れはだめだということでありましたが、この今の公共下水道の7,200万という巨額を一般会計から入れて料金を抑えているということですので、私は何ら問題ないというぐあいに考えています。

そのほかは、今まで随分下水道関連出てまいりました理由と同じでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第30 議案第32号

○議長（石上 良夫君） 日程第30、議案第32号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第32号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、一部の議員の方から附帯意見といたしまして、県に出しているものと同じ決算書を町議

会にも出してほしいというような意見がありました。この監督下にあるのは町ではなくて県の方ですので、当然予算は従来県の方に出してあったものです。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、先ほど民生常任委員長が委員の要望に対して明確にどのような答弁をされたのか確認できなかったので再度お聞きしたいんですけども、この議員が県に報告されている文書を提出して、住民の皆さんにゆうらくの経営状態ですか、それを議会にも報告してという要求だったと思うんですけども、委員長はどのようにそれを取り扱われたのか、再度よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。この委員会の中での話、検討の中で反対すべきではないと思うけども、県の方に出してあるものと同じものを出してほしいということ意見を上げてくれということでしたので、そのお一人の方の意見を附帯意見として取り上げたもので、全部の意見ではございません。また、先ほど申しあげましたように、監督しているのは県の方ですので、南部町は窓口として、トンネルで伯耆の国から受け取ったものを県の方に返すというようなシステムになっておりまして、ホームページにもこれは公開されているもので、9月の決算議会におきましてもこの決算報告が出されております。

そういう意味で、もっと詳しいものを、県に出すのと同じものを出していただくことを要求されておりますので、私の意見ではございませんが、委員会全部の意見ではなくて、その方の御意見も貴重なその方の御意見ですので取り上げたというようなことでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 再度で申しわけありませんけども、委員会として委員の方がおっしゃったということをここで言われるのは前向きかもしれませんが、委員長はそのことを委員会に諮ってどう取り扱うべきかということをお諮りいただかなかったんじゃないでしょうか。そのことが確認したかったんです。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。この件につきまして、この議案に関しましては賛成としておられますので、その方の意見を委員会として取り上げたわけではございません。ただ、その方の御要望がございましたので、このような意見もあるがということを知っていただくという意味で、全面的に賛成したということの態度表明ではございませんでしたので、

そのことを申し添えて報告したまででございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第 3 2 号、平成 2 1 年度南部町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 3 1 議案第 3 3 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 3 1、議案第 3 3 号、平成 2 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 3 3 号、平成 2 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決するものと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんので質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第 3 3 号、平成 2 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算、反対するものであります。

議案の 2 1 号で条例改正が上がっておりました。そのところで私は、負担増になるのだからこ

の条例改正は反対すると、このことを申し上げました。その条例改正にのった今回の当初予算でありますので、私は負担増については認めることはできないという理由をもって反対するものがあります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。私はこの議案に賛成でございます。

さきの補正でも出ておりましたとおり、この区画の手数料10%の値上げというものは需要に見合っただけの御負担を該当の方からいただくというもので、適正なものだというふうに理解しております。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第32 議案第34号

○議長（石上 良夫君） 日程第32、議案第34号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第34号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第34号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

理由は先ほどの議案12号と同意見なんですが、つけ加えることがあります。それは、鳥取県の広域連合議会は、保険団体連合会が提出した陳情、いわゆる資格証を発行しないことを求める、この陳情に対して不採択の結論を出しております。このことについては、本町は今まで国保に対しては滞納があっても十分そのことに調査し考慮して資格証明書は、短期保険証は発行しておりますが、資格証明書を発行するようなことはしておりません。

つまり、このような制度ができたために、確定はしておりませんが、本町に住まいの高齢者、75歳以上の高齢者も該当する可能性だってあると思います。だから、このような特別会計、制度ができたことに対する大きなプレッシャーといいますか、そういうことが起こると思います。そういう中から、私はこの制度根本にも反対しますし、予算にも反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これは、議案は補正予算と同じでございますが、賛成でございますが、今、亀尾議員が言われました、保険協会からの陳情について、この陳情もまた、陳情で議案に出てますけども、あえて言わせていただきますと、まだ、後期高齢者医療、広域連合で1年たってません。この資格証を発行するのは1年以上たんとだめということでございますので、それからだから、これは保団連から出た陳情書は不採択したものでございまして、これに対して陳情のときにまた言いますけども、また亀尾さんも言われると思いますけども、そのときまた言いますけども、基本的にはこの広域連合がまだ1年たってない、そういうことでまだ全員資格証を発行してませんという考えでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この後期高齢者医療制度を前提にした予算ですけれども、補正のときにも言いましたけれども、この制度は75歳という年齢で差別する医療制度です。今は導入をスムーズにするためにいろんな特例措置を、最初制度設計したところからいろんな形で矛盾に矛盾を繰り返して、町もシステム変更で本当に混乱してますね。このような、このいろんな形で小手先の変更でこの矛盾が直るような問題ではないんですね。

というのは、後期高齢者医療制度が年齢で差別する、お年寄りを医療費を削っていく制度にはかならないからです。そのようなものをいつまでも存続させていくこと自体が問題でありまして、鳥取県の広域連合がこの制度の矛盾を解決するようなものではないし、そのような制度は一日も早くもとに戻して、安心して医療にかかれるような制度をつくっていく必要があります。

繰り返し言っていますが、国がそういう医療費にかけている負担は先進諸外国に比べて低い

水準にあります。そのことはいろんな専門家から当然の声として声が出ています。この制度の矛盾についてはお医者さんの団体である日本医師会初め多くの専門家たちから見直せという声が出ているのは当然でありまして、そういうことを言いまして反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

来年度は負担の軽減策もよりこの制度充実をされております。そして、制度自体が反対なので予算も反対であるという意見がございますが、国民健康保険を初め、こういった医療の保険制度というものは非常に今難しい時期に来てるんだらうというふうな認識、これは私だけではなくて皆さんお持ちのことだらうというふうに思います。

例えば、この後期高齢者の保険制度、破綻をしたから後期高齢者が医療を受けられなくなるといったようなそういったことが実際に起こるということはあり得ない話だらうというふうに思います。医療制度全体の中でどこら辺にどういってお金がかかっていくのか、それをどういこうにしていこうのかという観点から細かく分けて、この世代にはどれくらいの実態があってどういこう手だてをしなければいけないといったような管理をきめ細かくしていくためにも、この後期高齢者医療保険制度というものは非常に重要だというふうに思いますので賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第35号

○議長（石上 良夫君） 日程第33、議案第35号、平成21年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第35号、平成21年度南部町水道事業会計予算は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。以上。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませんか。

4 番、植田均君。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 植田 均君） 議案第 3 5 号、平成 2 1 年度南部町水道事業会計予算に反対をいたします。

これは、水道事業会計が一つに統合されまして、すべての上水道と旧簡易水道が統合された会計でありますけれども、この中に 3 つの料金体系が存在しているわけです。それで、その中で旧西伯地域の簡易水道地域っていうのが一番高い水道。このことについては足立議員も一般質問で安くしてほしいというような意見を述べられたのは当然だと思いますけれども、私たちはこの水道料金を一番低い会見の水道料金に統一すべきだという立場でずっとこのことを言ってきました。

そのことと、もう一つは加入金、これが大変旧西伯の簡易水道地域でしたか、大変高い条例上の設定になっているということもあわせて是正されるべきだということを理由に反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 1 番、足立喜義君。

○議員（11 番 足立 喜義君） 1 1 番、足立です。簡易水道事業の料金については一般質問でしたとおりであります。私は反対でなくして賛成の立場で討論をしてみたいと思います。

その前に、植田議員にちょっと質問をしてみたいと思いますが、よろしいでしょうか、議長。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください、休憩します。

午後 1 時 4 0 分休憩

午後 1 時 4 2 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

議会基本条例第 9 条によりまして、お互いに議員の理解を深めるために大いに議論をしていただきたいと思います。

時間等特別にまだ設定してませんが、議長の判断でまたやりたいと思いますので。

それでは、1 1 番、足立喜義君から許します。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。随分先ほどから料金のことが出てまいりました。下水から来てこの水道事業は最後だということで、一遍既に料金値下げとか出てまいります。実は、先ほど植田議員が言われました、会見の簡水にすべて合わせてまいりますと、どれぐらい要るのか。

それともう一点は、一般会計から入れるのは企業会計はだめだということでありますので、その辺の財源はどうするのかということ、大きく2点について聞いてみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず一つは、特別会計、私が住宅資金特別会計について一般財源を投入することの問題で疑問を呈しました。これは、住宅資金特別会計は同和対策の一環として住宅を整備するためのお金を、国が地方自治体を窓口にして貸し出したという扱いをした会計です。これは借りた人が返す、当然その責任を果たしていただく、そういう契約の会計ですから、これに対して町民の税金を投入するというのは道理がないということ、私はその特別会計への一般財源の投入ということで問題があるのではないかといいました。

それから2つ目の質問で、水道事業会計に一般財源を投入することは道理がありますね。これは町民がすべて受益者ですから、これを税金を入れることは今現在もしています、いろんな会計で。その適正な水準がどれくらいであるかということは住民が判断することですね。ですから、どの程度入れるべきか入れないべきかっていうのは、その判断は住民の合意によって形成される問題です。

ですから、ここまでが正しくてここから先は間違いだということはいえないと思います。それで、企業会計だから独立採算だということをよく言われるんですけども、それにしたって企業会計で絶対一般会計入れたらいけないということはないわけです。それも住民の合意によって、この辺が妥当だろうと、それがどういう判断をするのかは住民の代表である議会の合意によると思います。

だから、それが絶対これが正しいということ、前提がある問題ではないというふうに私は考えています。

○議員（11番 足立 喜義君） 金額はどれぐらいなのかということ……。

○議長（石上 良夫君） 11番、足立議員もう一度立って言ってください。時間……。

○議員（11番 足立 喜義君） 今の会見簡水に合わせますと、どれぐらいの金額が必要かということ、何を問うとるわけですか。

それは当然一般会計からという、今の植田議員の話だと一般会計から持ち出すというようなニ

ュアンスのことですけど、どれぐらいの額が必要になってくるかと。100万なのか1,000万なのか、おおよそのことを答えてもらいたいと思います。概略をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はそのことについて詳細に検討はしていませんけども、原則は先ほど言いましたように、どの程度入れるのが妥当なのかというのは住民の合意です。それ以外の何物でもないと思うんです。ですから、地方がいろんな地域の条件によっていろんなあり方があると思います。それは住民の代表である議会がそこで十分議論尽くして、最終的には多数決で決まるんでしょうけれども、私はこの水準がよくてここまでだったら間違いだということは、そういうことを前提にした議論はないということは私の立場です。以上です。

○議長（石上 良夫君） 11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。なかなか言っていることがよくわからないのではないかと思います。ちなみに私がちょっと調べてまいりました。

といいますのは、上水およそ20トンでやっていきますと、年間1戸当たり3万2,256円ぐらいかかっております。それから、西伯の簡水でありますと、年間3万7,212円ということがあります。会見簡水に至っては2万5,080円ということでもありますので、そこら辺から計算してまいりますと、大体2,000万ほど足りないということでもあります。2,000万。2,000万ということでもあります。ちなみに私が一般質問で申し上げました、その計算で西伯簡水の273戸で計算してまいりますと、135万2,988円の差額が年間出てまいります。

ということでもありますので、今、16億の起債をもって発行しておりますといったことから、現在の料金を統一して最低の会見に合わせるということは非常に難しいということでもあります。かえって、本来ですと西伯の上水に合わせてでもこの会計は健全化すべきだということでもありますけど、合併して間もない、わずかまだ5年でありますので、そういった方向にはなかなか行きにくいということでもありますので、まず西伯簡水のことは一般質問で申し上げておりますのでそれには触れませんが、現状の水準が当面妥当であろうというぐあいに考えておりますので、以上をもって賛成討論といたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

きょう初めて、議会基本条例9条を適用しました。議員同士の議論を深め議会の活性化につなげたいと思いますので、これからも場面がありましたら、どうぞ皆さん張り切ってやってください。

これより、議案第35号、平成21年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 4 議案第 3 6 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 3 4、議案第 3 6 号、平成 2 1 年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 3 6 号、平成 2 1 年度南部町病院事業会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案第 3 6 号、平成 2 1 年度南部町病院事業会計予算について反対いたします。

理由は、私は病院の事業運営については評価するものであります。しかし、今、国の社会保障費の伸びを、毎年 2, 2 0 0 億円を削減する予算がこれまで続いてまいりました。しかし、国民の批判を浴び、そのため政府が特別保健福祉事業資金、いわゆる埋蔵金です、これと、それから地域活力基盤創造交付金、この一部を回しました。しかし削減の路線、これは引き続いたものであります。この削減路線によって削られた社会保障費は、年間で 1 兆 6, 2 0 0 億円が削られております。

私たちは、自治体の病院、これは地域の医療をどう保障していくか、手だてをしていくか、これは一番の大きな任務であると思っております。特に、病気になってからは国保会計でもそれだけの医療費、医療給付費が変わります。そういう中、国がこのようなこれまで続けてきた削減路線をやめて、本当に予防重視の医療、このことを続けていく、いわゆる健診です、そのような

ことについても国が大きく支援していくこと、それがやっぱり地域の自治体病院の信頼を勝ち取る、そのことで住民の健康が保障される、このことではないでしょうか。

今回の、昨年度までの事業運営に対しては、財政に負担をかけることなくやっておられることについては高く評価するものです。しかし、このような路線を続けていけば、やがてはそれだけ住民の健康に対する保障が失われていく、このことではないでしょうか。

そういうことから照らし合わせますと、今の町長の姿勢は、やはり国のこのような姿勢に対してもっと強くこのことに対する批判を浴びせ、そして住民の立場を守っていく、このことを、姿勢を強く求めるものである、このことをもってこの予算に反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） うちげの所轄の委員でございまして、病院事業会計運営には一つも問題ないと、だから賛成と一緒にですけど、どうも国の制度で社会保障費が年間たしか2,200億円削減は実際されておりましたけども、ことし21年度はこれは凍結になったと思いますよ。だから、介護保険料も3%アップするようになりましたし、それもすれば大まかなもっと減になりましたけども、すごいこういう批判もありまして、社会保障もうこれ以上削られないだろうかということで、今回はたしか2,200億円凍結になったと思います。その中で病院事業、本当に厳しい中でもよく頑張っておられます。キャッシュフローでも何億だったかな、お金を持ってあります。このような自治体病院としては、辺地とか過疎の病院と違って、この私たち南部町にある西伯病院はちょうどそのはざまのかつつのところで国のそういう補助制度ですが、それが受けられないこともありましたけども、日南病院とか日野病院は辺地の問題等ですごく交付金が入りまして黒字になっております。その金が入らなくても、現金の面では黒字予算で決算でもなると、また予算にもなる、このように頑張っておる病院は僕はほかにはないんじゃないかなと思っております。まだ民間の病院では、こういうこと一切なしでもこれを乗り越えておると、そういう中で、これは国の社会保障制度の大きな、右に振れるのか左に振れるのかによって医療、福祉、全体が変わってまいります。確かに私たちもそれによって翻弄されますけども、その中で知恵を絞って生き残っております。最たるものは西伯病院でございまして。内容もしっかりしております。今回説明していただきました改革プランを見ましても、よくここまででき上がったなど、そのように感じておりますし評価もしております。あとは本当に、これをもとにしてすばらしい病院事業をしていただきたいと思っております。本来の病院事業会計は問題ないと共産党も認めておりますので、私はこの事業は大変よろしいということで賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 私は、この自治体病院、西伯病院を管理者が具体的には管理されているわけですが、自治体病院の首長である町長の政治姿勢、そのことが私は一番大きな問題だというふうにはずっと言ってきたわけですが、国はずっとこの間、医療費抑制財政再建路線でしょうか、医療費抑制のためにいろんな形で医療を崩壊させてきた、それが一つは医師不足になってあらわれておりますし、一つは地方の公的医療機関、自治体病院、この経営を困難にしてきました。ここの厚生労働省、国の政策に対してどういう態度をとるのかということが一番自治体病院の存立にとって大きな問題です。

千葉県の我孫子市でしたかね、自治体病院を廃止した市長さんがリコールされるというようなことも起きています。これは、自治体病院の経営が本当に厳しくなっている、そのことに対して、国に対してどう物を言っていくかということが今、地方にとって大きく問われていると思います。そういうところから見て、私は後期高齢者医療制度に対する町長の態度を、これいい制度だからやっていくんだということをずっと言ってこられました。これは国の医療改革の一番よくわかることだと思うんですよ、住民の皆さんから見て。そういうところから考えて、国に対して、地域の医療を守るために本当に住民の立場、住民の代表として国に対して物を言っていきたい、そのことを強く言って、この病院会計に反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 8 番、青砥日出夫君。

○議員（8 番 青砥日出夫君） 8 番、青砥です。黙って聞いてますと、議案第 36 号は町長の医療に対する姿勢というのが議案に上がってるようでして、どうもよくわかりませんが、先ほども共産党諸氏が言われたように、この議案について、予算については全く問題はないと言いながら、それで何かへ理屈をつけて反対をしておられますね、おかしいですね。攻撃がちょっと珍しいと思います。私は今、すりかえながら反対をしておると、全く彼らの論旨はめちゃくちゃですね。こういうことで、南部町議会は物すごくレベルが低い議会だというふうに思われています。したがって、ちゃんと議題に沿って、議案に沿って、きちんとしたいいものはいいい、賛成すべきで、どうですか、それは。そういうことをもって、当然賛成すべきというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 36 号、平成 21 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 5 議案第 3 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 3 5、議案第 3 7 号、平成 2 1 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第 3 7 号、平成 2 1 年度南部町在宅生活支援事業会計予算は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論も終結いたします。

これより、議案第 3 7 号、平成 2 1 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 3 6 陳情第 1 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 3 6、陳情第 1 7 号、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 1 7 号、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情書は、民生常任委員会をもって審査の結果、趣旨採択すべきと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この、すべての子供たちの健やかな育ちを保障するためにという、この子育て支援の陳情ですけれども、これは国会でも衆参で全会一致でこの請願、同じ趣旨の請願が採択されているというふうにこの中に書いてありますね。地方議会では、国会でも採択されているような意見書を趣旨採択にしかできないという、特に事情があるのでしょうか。私は、国会が全会一致というふうに書いてありませんでしたでしょうか、全会一致ですね。そのように、だれがどこから見ても間違いのないというか、当然の要求といたしますか、そういうものが南部町議会において趣旨採択にしかならないという、特に特段の理由が、民生常任委員会でどのように趣旨採択になったのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。この件につきましては、以前本議会にも、民生常任委員会の方に陳情が出されておまして、同様のものでもございました。ですので、中では前にも一度してあるものですのでしなくてもいいのではないかと、これはやめようというような意見もございましたが、せっかくまたこうして出されております。前回も趣旨採択で、気持ちはよくわかるってというような格好で趣旨採択をしたものでございます。民間の情勢とかにも、それぞれの立場で賛否両論ございます。そういう中で、子供というものに対する思いというものは皆さん一緒でございますので、前回の委員会でも報告いたしましたとおり同じく趣旨採択とさせていただきます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） よくわからないんですけども、賛否両論あるというふうに委員会であったということだったんですけども、この内容のどこが異論があるのかということに対して、何が異論なのかということをお示しただけならと思いますけど、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。どれがとおっしゃいますけれども、そのことにつきましては明らかに民ですれば全部レベルが下がるという視点で物事が書いてございます。そういうことにつきましては、それぞれ違う見解を持っております。それで以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論はありませんので、これで討論を終わります。

これより、陳情第17号、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

#### 日程第37 陳情第19号

○議長（石上 良夫君） 日程第37、陳情第19号、地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第19号は、民生常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要がありますので、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条2項の規定により要求いたします。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第19号は、委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第38 陳情第20号

○議長（石上 良夫君） 日程第38、陳情第20号、日中一時支援事業等の地域生活支援事業に

おける応益負担の見直しを求める陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第20号は、民生常任委員会をもって慎重審査を行いました。が、いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要がありますので、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求します。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第20号は、委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第39 陳情第21号

○議長（石上 良夫君） 日程第39、陳情第21号、障害児デイサービスの存続を求める陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第21号は、民生常任委員会をもって慎重審査を行いました。が、いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要がありますので、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求します。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第21号は、委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第 4 0 陳情第 2 2 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 0、陳情第 2 2 号、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 2 2 号は、民生常任委員会をもって慎重審査を行いました。が、いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要がありますので、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により要求します。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 2 2 号は、委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

日程第 4 1 陳情第 2 3 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 1、陳情第 2 3 号、小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 2 3 号は、民生常任委員会をもって慎重審査を行いました。が、いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要がありますので、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により要求いたします。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。これを委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 2 3 号は、委員長の要求どおり

閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第 4 2 陳情第 2 4 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 2、陳情第 2 4 号、小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設と、国保国庫負担金減額調整を止めるよう求める意見書提出の陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 2 4 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、採択すべきものと決しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がないので、討論を終結いたします。

これより、陳情第 2 4 号、小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設と、国保国庫負担金減額調整を止めるよう求める意見書提出の陳情を採決いたします。

委員長の報告は、採択でありました。

本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第 4 3 陳情第 1 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 3、陳情第 1 号、後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第1号は、民生常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどから議論になってます後期高齢者医療制度、この問題で資格証、1年間保険料を滞納した場合には条例上の定めによってこの資格証を発行することができるとなっている、これを執行するかどうかという問題ですね。

この滞納が生まれる背景というのは、1万5,000円以下の年金、それ以外にもあるんですけども、そういう年金を、月額1万5,000円以下の年金の方が普通徴収で窓口に払い込みに行かなければ滞納になるということですから、支払い能力からいっても大変厳しい措置であるわけですけども。それで、旧老人保健法においては、そのような保険料の滞納によって保険証の取り上げということはできないことになっていたわけですね、そういうものだったわけです。保険証の取り上げというのが即命にかかわる問題につながるというところから、今回の資格証を、この陳情、命にかかわるような中身を持ったものでありますが、このことに対して不採択にするというようなことに対して、委員会としてどのような議論がなされたのか、私は命の重みをどう考えておられるんだろうかなというふうを感じるんですけども、不採択にされた理由について詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。命にかかわる本当に大変なことだと今おっしゃいました。確かにそのとおりだと思います。しかしながら、これは国で一応決まっておる制度でございます。それと、皆が皆、善意の方たちばかりではありません。悪意を持った方もおられます。その辺のところをどういうふうにか考えるかということで、これは今、国も県も一生懸命考えてる方向でございます、まだ1年たっておりませんので、これから発生することでございます。そのような大きな流れがある中ですので、命の重み、資格証云々、さまざまおっしゃいました。老人保健のこともおっしゃいました。みんなそのとおりだと思います。しかしながら、一応定まっていること、それと今、大きく変わろうとしていること、この2点によって不採択としたものです。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 悪質な滞納者というようなことをおっしゃったわけですけども、

そういう実態があるというふうに確認しておられるのでしょうか。私は、普通徴収の方が滞納になるというような状況というのは、悪質な滞納者などということは想定できないんですけれども、そういう事実を確認しておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） どのお方がどうでこうでという個々のことには確認はしていません。しかしながら何につきましても今、社会情勢のどれ一つとりましても、みんな善意でやったことでもすべてすぐ悪意のいろいろな状況が生まれております。この月額1万5,000円の年金の方がそうなるわけではないということはおっしゃっておりますけれども、この年金、それだけということばかりにも限ったことではないと思います。いろんな背景があると思いますので、法律的にはそのことも勘案して整理されていくと思っております。そして、本当にお困りになった方、どうにもならないというお方は、きちんと相談をする窓口も設けておって、手厚く南部町でもしてありますので、制度は制度として重視すべきだと考えております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この陳情書の中にも書いてありますけれども、昨年末国会では、中学生以下の子供たちには資格証明書を交付しない内容の国民健康保険の改正も行われているんですよ。子供たちも大事です。その資格証を発行するということがいかに無慈悲なことであるかということを国会も判定を下したわけですね、こういうふうに動いているわけです。ですから、当然お年寄りにだって資格証の発行などということはあってはならないことなんです。私は、法律に決めがあるからそれを反対しないんだというような考えというのは、本当に非人間的ではないかということを主張いたしまして、命を守る立場からこの陳情をぜひ採択すべきということを主張いたしまして、反対討論といたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、今の後期高齢者医療制度の資格証明書交付についての陳情書につきまして、これの採択につきまして不採択をするものでございます。その意見を述べさせていただきます。

先ほども同僚議員の方が、南部町後期高齢者医療特別会計予算の中で申し上げたとおり、県の広域連合の方で資格証の発行は拒否しておるといこともございますが、既に明文化をしておるところでございます。そして、後期高齢者医療制度は20年の4月から発足してまだ1年もたっていない、そういう状況の中でこの資格証は1年以上滞納している者について発行するという格好になっておりますので、まだそこまではいってないということでございますが、国の制度の中で運用できるような、今、現況もなっている状況でございますので、むげにこれを採択するものではない、不採択するべきだと思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、陳情第1号、後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての陳情でございます。

私は、ここの陳情者にも述べておられますけども、今まで、先ほども植田議員が申しましたけども、前の老人保健法ではこれを取り上げてはならないというぐあいになってたんですよ。今度この制度ができてから、一定の年金者は、このごろは選ぶようになったんですけども、年金の中から自動的に引き去られるという状況、これの、その額に至らない人が普通徴収でなってるわけなんですよ。極端なことを言えば、ここのくだりの中にもあるんですが、たとえ所得がゼロであっても負担をしなければならないというような状況なんですよ。本来、公共的な料金、あるいは税、このようなものは応じて払うというのが本当だと思うんですよ、税については、利用するものについては。それであれば、私は応益負担、今やられると、これはやめて応能、いわゆる能力に応じて払うようにすべきであるわけなんですよ。そのことからすれば、所得がゼロの人に対しても、保険料を徴収するなんていうことはとんでもないことだと思うんですよ。

そこで、ここにも悪質な滞納者についてはどうするのかということがあるんですけども、本当に町内の方に、私はいろいろ話を聞きますと、もう歯を食いしばって払っておられる方がほとんどなんですよ。悠々自適な人は別としてですよ。そういう中で、払えない、滞納者というのは本当に払う金がなくて払えないという状況だと思うんです。

先ほど、予算の34号の中でありましたね、特別会計の中でも。そのときに私は、この資格証明書の発行について意見申し上げました。賛成者の中からは、昨年4月にスタートしてまだ1年たってないと。だから、滞納が1年以上ないとこの発行者は発行することはしないということは決まっております。そのとおりです。だから、今それに該当する人はありませんよ。しかし、私はこの新しい制度ができる前までは南部町内での資格証明書をもった人は一人もいないんですよ。そういう状況から、私はこの資格証明書の発行についてはぜひやめてほしいということ、

これは当然ではないでしょうか。

また言えば、つい先日の国会でも、共産党の小池晃議員が厚労省の舛添大臣にこういうはどうするのかと言ったら、舛添大臣も一律的にこういうことを発行するのはやっぱりやめるべきだと言っているようにはっきりと答弁しております。そういう中から私は、国のやったことだ、それで県が事業者だから仕方がないというんでなくて、私たちは、この議会に選ばれたのは住民の声の代弁者です。だから、住民の人の声を反映するのが議会の本来の姿ではないでしょうか。そのことから言えば、まだ該当者は出ておりませんが十分住民の人たちの意見をくみ上げて、ぜひこの陳情を採択して意見書を上げようではありませんか。そのことを申し述べます。

○議長（石上 良夫君） 9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この制度は、さっき植田議員、亀尾議員言われましたように、資格証が発行される人は一体どのような人だろうか。確かにこれは、年金が1万5,000円以下、低所得者なんですね、そういう人に資格証は発行してもらったら困るということを私も議会で常に言っております。今、亀尾議員が言われましたように、国の方でもちょっと検討されておられます。一つには、これは保険制度でございまして、保険というのはだれもがやっぱり納めないけん、基本的には納めないけん。中に納められない人もおられますけども、そりゃいろんな制度、この後期高齢者医療制度も減免措置がございまして。そのいうふうに、また、法律では免除されるような人は国保と一緒にございまして、災害、またその他政令で定めた特別な事情があると認められた場合を除き、そういう人は免除になるとかいろいろあるんです。基本的には全員納めるとというのが基本です。けども、政府・与党においては、この資格証という話が出たのは、この制度が変わったんですね、今まで普通徴収と特別徴収がありまして、特別徴収の人でも普通徴収になれるように制度が変わりました。その中で、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する運用方針が国によって決定されておるようございまして。

これらの国の助言等も踏まえて、連合としては市町村と連携し、滞納者の状況把握、納付相談を行いながら資格証交付の判断を行っていきたいというのが県の広域連合の公式見解でございました。

むやみにこの資格証を発行するのをやめようと、やめてもいいんですけども、そのように制度が若干変わりました、相当な収入がある人でも払わなかったらそのままいっちゃうんですよ。確かに低所得者の人にはこういうのは好ましくありません。だから、市町村と連携し、窓口の市町村が一番よく知っております。滞納者の状況を把握しながら、納付相談を行いながら、なるべく出さないように広域連合としてはやると言っておりました。だから、陳情にありますように、資

格証は一律するべきではないということには、中には悪質な人がおられる可能性が出てくると、そういう人のためにも制度が必要ですし、法律として、これは資格証を発行してもいいというようになっております。広域連合としても、後期高齢者医療の法律を破ってまでもこういうことはできないと思います。ただども、これについて慎重にすべきであるというように判断しております、一律にこの資格証発行はしたらだめだということには値しないということで、この陳情については不採択するべきだと思っております。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は3時ちょうどといたします。

午後2時30分休憩

午後3時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

---

#### 日程第44 議案第38号

○議長（石上 良夫君） 日程第44、議案第38号、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第38号、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、次のとおり南部町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますが、これは職員の給与カットについて、これまで21年の3月31日まで

といたしておたわけでございますけれども、この期限を1年延長しまして22年の3月31日まで延長することとあわせてカット率を変更するための条例改正をお願いをいたすものでございます。

カットの率でございますが、1、2級についてはございません。3級の職員については1%、4級の職員は1.5%、5、6級の職員については2%にそれぞれ変更をいたすものでございます。

この条例の施行は、21年の4月1日から施行するというを附則にうたっておるところでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第45 議案第39号

○議長（石上 良夫君） 日程第45、議案第39号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第39号、南部町課設置条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますが、これは、現在町民生活課に分掌されている事務のうち、人権、同和施策に関する事務を、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、教育委員会に事務委任をするものでございます。また、町民生活課の事務としておりますものについては削除をいたす内

容にいたしております。また、総務課及び企画政策課の事務につきまして、一部条例の整理を行うものでございます。新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

新旧対照表の4ページでございますが、従来総務課の事務分掌に広報に関する事務ということを上げておりますけれども、これを企画政策課の方に移行をすると。それから、新たに総務課の方には文書管理に関する事項という事項を新たに整備をいたすものでございます。それから、町民生活課の事務分掌でそれぞれ旧条例のところに、6項から人権施策に関する事項が掲げられているわけですが、このものをすべて削除いたしまして教育委員会の方の事務委任の項目の方にすべて移行をさせるものでございます。この条例の施行日は、21年4月1日といたしておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 失礼します。行政改革専門員、長尾でございます。先ほどの副町長の説明に若干の補足をさせていただきます。

昨日の全協におきまして亀尾議員さんからの質問で、業務を町民生活課から教育委員会の方に委任した場合、予算の扱いはどうなるかという御質問をちょうだいしております。その際に若干説明不足であったと思われることがございますので、再度説明を申し上げる次第でございます。

予算の執行等、取り扱いについては、委任先の教育委員会が行うこととなります。ただ、予算自体は従来どおりの予算組みとなるということでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この課の設置条例ですけれども、これまで町民生活課に分掌されていた5条関係の6から9という、括弧の6から9が教育委員会に分掌が変わるということですが、私は人権施策に関する事項と同和対策に関する事項ということで、この内容についてはこの町民生活課から教育委員会に変わることによって、町の施策が変わるのではないかと期待をしているのですが、今回このような課の設置を編成がえされた目的は、施策の変更を考えておられるのかどうか、その点よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 今回、この項によって大きく変わるわけではございません。

従来、町民課と教育委員会でそれぞれ分けてやっとなるわけでありまして、人権教育なりを総合的に考えてみますと、やっぱり一貫した方針、方向づけというのがなかなか統一できないというような部分もあるわけございまして、今回教育委員会にそれを全面委任をすることによ

って、一貫した人権施策、同和教育、そういったことを統一的に取り組みができるというような位置づけで全面委任をいたすものでございますので、従来と大きく取り扱いが変わるということではございません。より効率的に行うために、そのような方法をお願いをしたということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この人権施策の推進というのは、私も十分前進させていかなければならない課題だと思うわけですが、その人権施策と同和対策、きのうの全員協議会で同和対策事業に関して、これまでやってきたことを踏襲するというような説明も受けたんですけども、鳥取県内で鳥取市が一般施策に変更している流れ、鳥取県内でも動きが出ていますが、そういう状況の中で、今後この同和対策事業の将来にわたって、私は一般施策に移行していくべきだと考えてるんですけども、将来に向けての考え方をどのように考えておられるか、その点よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 将来、一般施策に移行すべきだということですが、その点については今日までいろいろと意見を言っておられるわけですが、今、本町の現状といえますか、そういったものの状況の中から、まだまだ一般施策に移行してしまうと、そういうような状況ではないという判断をいたしておるわけですが、今いつの時点で一般施策に移行するのか、考えがあるのかというようなことは、今の時点ではまだ定かにそういったことを定めておるわけではございません。まだまだ、現実的にはいろんなそういった実態というのが、事象が起きておるといふ現実的なこともあるわけですが、今、南部町では直接どうこうというような状況ではないわけですが、全般的にはそういった、まだまだ解決を一般施策に移行するような状況にはなっていないという判断をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどの植田議員の質問に対して副町長からあったんですけども、この同和対策の方ですね、対する施策の中で、一般施策に移行するにというか、含めるということにはまだまだそういう状況ではないということ。事象も起こってるけども、南部町の中では起こってないんだけどもということだったんですけども、聞いておりますと結局は、将来全くなくなるまではやっぱり南部町でもこの姿勢を続けていくというふうな状況を考えておられるのかどうかということなんですが、どうでしょう。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 将来続けていくのかどうかということでございますけれども、今の状況の中ではまだまだいろいろ地域へ出て、そういった人権教育なども広めていかなければならない、そういった現実があるという状況でございますから、いつの時点でどうだというようなことは、さっきも言いましたように、今、そういったものは持っておりません。ただ、こういったことに、今度統合、教育委員会の方に事務委任することによって、いわゆる教育というようなことでとらえていくのであれば、これは南部町の人権教育、同和対策というものは、一貫して統一的な方針を一つにして、効率よく取り組んでいくという考え方であるわけでございますので、いつの時点で解消できるかというようなところまでの結論には至っていない、当分はやはり必要な施策だということで考えておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう一回お聞きするんですけども、この人権はいろんなことの人権、人に対する権利というものはやはり認めて、きちんといくということは必要だと思うんですけども、同和対策についてはやはり差別解消が最終目的だと思うんですよ。

そういう中で、教育にかけては若干地域の人に対しては手だてというものが、地域外の人、地区外の人とはやっぱり格差というもんがあると思うんですよ。そういうことをずっと続けていくと、いつまでたっても差別解消というのは、根本的になくならないと思うんですよ。あるからすれば、本当に差別解消、なくすということであれば、私は施策については、人権はもちろんあれですけども、同和対策についてはやはりやめることが早道だと思うんですけども、その早道、最終目的に達するのは、それを一般施策に変えた方が早道だと思うんですけど、その点についてはどう考えておられるのかということをもう一度聞きます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。人権も大事だけれども、同和は一般施策でやった方がいいのではないかと、うぐあいに聞こえたわけですけども、いわゆる人権問題の核心は、やっぱり私たちの国の持っている特別な同和差別ということに端を発しております。非常に悪質でございますし、歴史的な経過もございますし、南部町の議会からそういう声が出るということは、私にはちょっと信じられないわけでありまして。現にそういう差別に苦しんでおる皆さんがいるわけでございます。

それから聞いておりますと、特別対策事業はもう終わったんだからというようなことをおっしゃいますけれども、国も特別交付税でちゃんと手当てをしておりますし、県も補助金でそういう

対策について支援をするというようなことが、国も県も現在も現に続いております。したがって、本当は一日も早くそういう差別のない明るい社会をつくっていかねばなりませんけれども、現にそういう実態が毎日報道されているような状況の中で、南部町が一般施策に切りかえるというようなことにはならない、そういうまた時期でもない、そこまでまだ高まっておらんというように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

4番、植田均君。

まず、原案に反対の発言を許します。

○議員（4番 植田 均君） この課の設置については、やはり今後とも同和対策の施策を続けるということをされるということで、教育委員会がそれを担われるということにやっぱり私は意見を言わなければならないと思います。

私は、それほど専門家ではありませんけれども、私の勉強した範囲で、全国的にこの部落問題が解決していく道筋を見ても、その自分たちは特別じゃないんだということをみずから発信されていく、そういう運動があります。そして、特別扱いをするなという流れの中で、同和行政をやめてくれと、早く一般施策にしていってくれ、そういう運動の中で一般行政に移行している全国の先進的な流れがあるんです。ですから、私は今の南部町においての運動がそこまでいってないということが残念なんですけれども、そういう中でも行政はそういう進んだところの経験に学んで一般施策にしていくことがこの問題を解決する道なんだということを、それは全国的な経験が教えてると、私は考えておりますので、そういう問題を提起してこの課の設置に対しては反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この課設置条例については賛成いたします。

この歴史がありまして、長年しみ込んだこの問題を解決するのは法律が切れたからいいんじゃないか、一般施策にすればいいんじゃないかと、それは一つの方法かもしれませんが、一番遠いようで一番近道はやっぱり僕は教育だと思います。このいろんな問題が教育委員会の所管に入るとすることは的を得ていると思います。また、今、亀尾議員、植田議員が言われましたように、

一般施策してほしいという声があると、それもあるかもしれませんが、我が南部町ではそういう差について、料とか税について、俗に言う属地属人の人についての恩典については、今は申請主義になっております。ほとんどの人は一般施策と同じように、税も料も払っておられて、これは委員会で聞き取りになったみたいですが、わずかな人しか今入っておられません。やっぱり教育が根本になって、こういう問題は少しずつ、皮が一枚、二枚むけるように実現していくんじゃないかと、何だかんだって、やっぱり300年以上の歴史がありますのでそれをほぐすのは、私が一番遠いようで近道は教育だというように思っております。これが、やっとここで人権問題、同和問題、そういうものが教育所管に来たと、私は一番いいじゃないかということでこの条例については賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第46 発議案第1号

○議長（石上 良夫君） 日程第46、発議案第1号、国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 民生常任委員長、杉谷です。

---

#### 発議案第1号

国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年3月24日提出

提出者	南部町議会議員	杉谷早苗
賛成者	同	景山浩
	同	亀尾共三
	同	細田元教

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

意見書につきましては、添付の別紙のとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第47 発議案第2号

○議長（石上 良夫君） 日程第47、発議案第2号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 民生常任委員長、杉谷です。

---

発議案第2号

乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年3月24日提出

提出者	南部町議会議員	杉 谷 早 苗
賛成者	同	景 山 浩
	同	亀 尾 共 三
	同	細 田 元 教
	同	仲 田 司 朗

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

意見書につきましては、添付の別紙のとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第48 議員派遣について

○議長（石上 良夫君） 日程第48、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元にお配りしました議員派遣の写しのとおり、議員の派遣をしたいと思っております。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第49 議長発議第3号

○議長（石上 良夫君） 日程第49、議長発議第3号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、青砥日出夫君から閉会中の本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

#### 日程第50 議長発議第4号

○議長（石上 良夫君） 日程第 5 0、議長発議第 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、足立喜義君から閉会中の議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

#### 日程第 5 1 議長発議第 5 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 5 1、議長発議第 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から閉会中の選挙事務等について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この選挙事務調査特別委員会は、設置そのものに対して私たちは意見を議長あてに言っております。設置そのものが問題でありまして、本来議会が選挙事務調査をするということは、選挙管理委員会の事務が町政にとって問題があるというときに設置されるべきものであります。それを今回の選挙事務調査特別委員会は、2 人の、私と雑賀議員を外して、その議員の選挙活動についていろいろと問題を調査すると、そういう内容になっているんですね、今の状況の中で。私は、このような議会が、議員の選挙の問題を議会として調査するなどということは越権行為だと思います。そのようなことをすべきでないということを、設置の時点でも反対をしております。そういう立場から、この特別委員会の閉会中の継続審査については反対をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 植田議員に申し上げます。選挙事務等の調査特別委員会は既に皆さんの議決をいただいて、継続して調査を行っているところでございますので、そのように御理解をして、議会で議決になったことはあくまでも議員一人の責任としてきちんと守っていただきますようお願いいたします。

○議員（４番 植田 均君） 異議を申しました。

○議長（石上 良夫君） 植田議員から異議がありましたが、皆さんの御意見も伺ってみたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） そうでしたら、採決により決定したいと思います。

選挙事務問題調査特別委員会の継続審査の申し出について、異議がありました。閉会中の継続審査をもう既に議決してあることでもありますので、これを、審査の継続を賛成の方の起立で求めたいと思います。御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数です。よって、選挙事務問題調査特別委員会は継続して行っ  
まいます。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、第３回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして平成２１年第３回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後３時３０分閉会

---

#### 議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） ３月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

３月６日に開会以来、本日まで１９日間にわたり、平成２１年度一般会計予算を初め、予算関連条例など、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべての案件を議了いたしました。そして、極めて妥当な結論を得たのでありまして、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

今次定例会において、7億円余にわたる南部町の緊急経済対策が確定いたしました。定額給付金、プレミアム商品券、保育料軽減などによる子育て支援など、押し寄せる経済不況の波に対して、町民の暮らしを守り支援する大がかりな構えが構築されたものであります。今後も予断を許しません、新たな経済雇用の動きに対しましても、可及的かつ速やかな対策が望まれるところであります。

平成16年に会見町と西伯町の2町合併により南部町が発足して以来、本年は南部町施行5周年となり、記念事業を初め、さまざまな取り組みが予定されているところであります。改めて、両町の合併の実現のため御尽力いただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げるとともに、議会といたしましても、南部町の今後の一層の発展と、町民の皆様の御繁栄、御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

終わりとなりましたが、皆様におかれましては、健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会に当たりごあいさつといたします。御苦労さんでした。

---

#### 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は3月6日より本日までの19日間開会になりまして、平成21年度一般会計当初予算を初め、条例改正など、都合35の議案について慎重御審議を賜りまして、その結果、全議案とも原案のとおり御承認、御賛同いただきまして、まことにありがとうございました。

3月の11日、12日には、11名の議員さんより一般質問をいただいたわけでございますけれども、厳しい経済情勢の中での経済対策、生活対策について、あるいはまた町長マニフェストで約束したさまざまな施策について、その他農業、福祉、CATVなど、まさに当初予算を審議する3月議会にふさわしい、町政各般にわたったものでございました。それぞれに答弁はさせていただきますけれども、議論のかみ合わなかった点などにつきましては、日常の議員活動の中でまた何かと御指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

本定例会は、昨年10月、町長、町議会議員選挙を経て2度目の定例会ということでございます。石上議長のリーダーシップのもと、議会の御協力があって、非常に節度のある、発展的な議会の審議、討論でございまして、私ども含めまして職員もやる気を出して張り切って業務に精励してくれるものと、大変期待をいたしております。

さらに、21年度予算、企業会計も含めまして、総額で103億約5,000万円程度の巨額な

ものでございます。このような巨額な予算の執行を通じまして、必ず我が町の活性化に大きな役割を果たしていけるものと思っているところでございます。

最後になりましたけれども、桜も咲きかけましたし、春は南部町が最も輝く季節でもございます。WBCでは韓国を破って日本が優勝したという報道もございまして、悪いことばかりが続かないと思います。この勢いでひとつこの1年間お互いに切磋琢磨、元気を出して明るく乗り切っていきたいというふうに新たに決意をいたしておるところでございます。

議員各位におかれましても、お元気で議員活動に御精励を賜りまして、町政の発展に大きな役割を果たしていただきますように心から御祈念を申し上げまして、意を尽くしませんけれどもお礼のごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。

---